

CNNニュース No.55

2008/10/10 発行

プライバシー
インターナショナル
ジャパン (PIJ)

国民背番号問題検討
市民ネットワーク
Citizens Network Against
National ID Numbers (CNN)



季刊発行
年4回刊

巻頭言

わが国の「社会保障カード」構想の“罨” — 全員に「身分登録証明 (ID) カード」を持たせる計画

厚 労省が、総務省と連携を密にし「社会保障カード」構想を練り直しはじめた。08年8月29日に、厚労省の「第10回社会保障カード(仮称)の在り方に関する検討会」で配られた『これまでの議論の整理』(「議論の整理」)に彼らの“本音”が描かれている。

いわく、「別々のICカード及び発行の仕組み等を作るのは非効率的であることを踏まえ、社会保障カード(仮称)は、将来を見据えた社会保障制度全般を通じた情報化の共通基盤として位置付けられるべきものである」と。

つまり、社保カード制とは、健康保険証などをICカード化するようなちっぽけな構想ではなく、官民を問わず、個人情報を集約したあらゆるデータベースにアクセスできる個人情報を集約・監視できるマスターキー・カード制をつくりあげる構想なのだ。言い換えると、日本に居住する人全員にIC仕様の身分登録証明(ID)を強制的に持たせ、あらゆる社会保障給付や課税、経済取引や法律行為をする際の本人確認に使うというデータ監視国家の構想だ。

「議論の整理」では、「情報連携の基盤」の役割をはたすマスターキー・カードを社保カードの仮称でつくっており、「さしあたり、年金手帳、健康保険証、介護保険証」をターゲットとしているだけだ、と吐露している。つまり、年金・医療・介護は、たんなる“呼び水”。現段階での検討は、各人の背番号コードを格納したIC仕様のIDカード(マスターキー・カード)を全員に持たせ、官民さまざまなデータベースに分散管理される国民情報に役所や民間機関が縦横無尽にアクセスでき、国民をデータ監視できる仕組みを

つくるための“入口論議”に過ぎないと。“本音”は、住基ネットで頓挫し“亡霊化”した住基カードの現世への呼戻し作業だと。

おりしも、イギリスでは、06年3月に成立した「身分登録証明カード法(Identity Cards Act 2006)」、通称「IDカード法」が、今(08年)夏から段階的に施行された。このIDカード制では、各人の50項目にもおよぶ詳細な個人情報や付番した背番号「国家身分登録番号・NIRN」や他の共通番号に加え、両手の「指紋」、両目の「虹彩」ないし「人相」などを登録し、登録原票を「国家管理センター・NIR(国家身分登録台帳)」で集約管理することになっている。NIRに保存された居住者などの情報には、国家安全保障、警察、入国管理、不法就労、社会保障給付、課税など各当局にあるデータベースでの本人確認において、“公益保護”に必要ということで照会があればアクセスできる。民間機関もNIRにアクセスできる。一方、本人(情報主体)には、こうした生体認証情報を電子データ処理しマイクロチップに収納したIC仕様のIDカードを申請に基づいて交付する。生体認証式ICカードを、各人が社会保障給付や課税、経済取引や法律行為、警官の職質などの際に提示させ、本人確認に使わせる方向だ。

アメリカの「社会保障番号(SSN)制」に加え、イギリスの「身分登録証明(ID)カード制」をよく知れば、わが国の役人が御用審議会と一緒にすすめている社保カード構想の“罨”を見抜く“眼力”がつくはずだ。社保ネットに反対する組織は、医療現場が混乱するとか、カードを発行する市役所の現場が大変だとか、保険証のICカード化のような矮小化された議論に翻弄されてはならない。人権保護の視点に立ち、もっと本質に迫った「国内版パスポート」反対論を展開しないといけない。

- ・巻頭言～わが国の「社会保障カード」構想の“罨”
- ・特集・対論：英のIDカードと社保カードの“罨”
- ・特集・英IDカード法審議過程を読む
- ・特集・Q & A：IDカード制の本質
- ・グーグルの「ストリートビュー」とプライバシー
- ・市民集会への参加のお願い

2008年10月10日

PIJ代表 石村 耕治

イギリスのIDカード法

イギリスの「身分登録証明（ID）カード」制からわが国の「社会保障カード」プランの“罨”を見抜く



《対論》

河村たかし（PIJ相談役）

石村耕治（PIJ代表・白鷗大学教授）

イギリス議会は、2006年3月30日に、「身分登録証明カード法（Identity Cards Act 2006）」、通称「IDカード法」を成立させた。そして、今年（2008年）夏からIDカード制が段階的に実施されている。

IDカード法は、生体認証式IC仕様の「IDカード」を居住者などに持たせ、各人の「背番号」や生体認証情報を含む幅広い個人情報を「国家ID管理センター」で集約管理し、官民が幅広く活用できるようにすることを狙いとしたもの。ブレア前政権が2003年秋に提案し、テロ多発などの不穏な時代背景を追い風に成立にいたった。

国家ID管理センター、つまり「国家身分登録台帳（NIR = National Identification Register）」で集約管理することになっている情報は、各人の氏名や生年月日など50項目にも及ぶ個人情報や、付番した背番号（国家身分登録番号・National Identity Registration Number）に加え、両手の「指紋」、両目の「虹彩」ないし「顔面の寸法（人相）」などの生体認証情報である。この構想について、議会内外から市民的自由への挑戦であり、人権侵害的との声の上り、厳しく糾弾された。

議会では、ID法案審議段階で、野党の反対や一部与党議員の造反などもあり、当初の「イギリス籍および外国籍の人全員を対象にIDカードを強制発給する」という政府の厳格なデータ監視社会づくりの構想は後退した。その結果、当面、生体認証式の身分登録証明ICカードは、在英外国人や安全・機密分野で働く人には強制交付、イギリス市民権を有する人には、原則任意交付で、パスポートの発給を求める市

民などに限定して交付されることになった。また、居住外国人を除き、カードの常時携帯は求められない。

IDカード法は、今年（2008年）から段階的に実施される。イギリス在住外国人（2008年）、空港など安全・機密事項を取扱う分野で働くイギリス人および外国人（2009年）、16歳から25歳の若年者（2010年）、UKのパスポート取得者ないしイギリス人一般（2011年）と拡大される。

一方、本人（情報主体）には、こうした生体認証情報を電子データ処理しマイクロチップに収納したICカード（ID単独カード、外国人登録証と兼用カード、ないし電子〔e〕パスポートと兼用カード）を発給する。発給の際に、本人に署名してもらい、その署名は電子処理した上で国家ID管理センター・NIRに保存する。NIRに保存された各人の個人情報は、国家安全保障、警察、入国管理、不法就労、社会保障給付などの事務に関し、各当局が“公益保護”の必要性があるということで、その当局から照会があればアクセスを認める。民間企業も本人の同意を前提にNIRにアクセスできる。

2008年から国境・出入国管理局（BIA = Border and Immigration Agency）は、在英外国人の外国人登録証の発行・更新事務を通じて、外国人登録証とIDカード兼用のICカードを強制的に発給する事務を開始した。また、内務省の独立行政法人である旅券局（Passport Service）を改組・新装され、2006年4月1日に「身分登録証明・旅券局（IPS = Identity and Passport Service）」ができた。ここが、2010年から、イギリス人一般を対象に、本人の申請に基づいて生体認証式

でIC仕様のIDカードの発給事務を始める。同様に、パスポートの申請・更新がある場合、生体認証式でIC仕様の「電子(e)パスポート」兼用のICカードの発給事務を始める。

議会は、2013年に制度の見直しをすることになっている。議会は投票により、カードのイギリス国籍の人全員へのIDカードの強制交付、携帯の義務化(国内版パスポート化)などを決めることができることになっている。一方、野党の保守党は、政権を奪取できれば、この法律を廃止するとしている。人気のない労働党が下野し政権交代があっても、この制度の廃止ができなくなるように、IDカード法所管の

内務省は、“既成事実化”に必死だ。

わが国の厚労省が総務省と手を組んで導入をすすめている「社会保障カード」とは何か、今一つわかりにくいとの声が多い。イギリスの「身分登録証明(ID)カード法」をよく知れば、わが国の役人が御用審議会と一緒にすすめている社会保障カードの本質を見抜く“眼力”がつくはずだ。イギリスのIDカード制とわが国の社会保障カード導入案との対比において、河村たかし(PIJ相談役)と石村耕治PIJ代表に対論をしていただいた。

(CNNニュース編集部)

わが「社会保障カード」の“罨”が透けて見えてくる英の「IDカード」

(石村) わが国の厚労省が総務省と手を組んで導入をすすめている「社会保障カード」とは何か、今一つわかりにくいとの声が少ないわけではありません。この前も、市民集会へ行きましたら、参加者から「健康保険証のICカード化みたいな気もするけども?」という声があがりました。

(河村) 当初は「社会保障番号」を導入すると思っていたものが、いつの間にか「社会保障カード」に変身しましたから。役人は、何をたくらんでいるのか? 疑心暗鬼になる市民も多いでしょう。

(石村) この点は、2006年3月末に成立したイギリスの「身分登録証明(ID)カード法(Identity Cards Act)」がヒントになると思います。この法律の中身がわかれば、わが国の役人が御用審議会と一緒にすすめている「社会保障カード」の中身を見抜く“眼力”がつくのではないかと思います。

(河村) 要するに、イギリスのIDカード制と同じで、わが国の厚労省の「社会保障カード」は、外国人を含めて日本に居住する人全員に「身分証明証」を持たせる、つまり「国内版パスポート」を発給することだということだわね。

(石村) 仰せのとおりです。今ある外国人登録証明カードと同じようなカードを、内国人を含めて日本国籍を持つ人や日本に居住する外国人全員に持ってもらおう仕組みをつくらうという提案です。

(河村) カードを持っていない人は、テロリストといった発想にもつながりかねないわけだ。

(石村) 確かに、そうした発想にもつながりかねません。

イギリスの「身分登録証明カード制」の経緯

(河村) 2006年4月にイギリスで、生体認証情報(biometrics)や背番号を含む幅広い市民の基本情報を、IC仕様のIDカードと国家ID管理センター(NIR)を使って集約管理する制度が今年(2008年)から施行されたということでしたが、以前、この問題で、石村代表と討論をしましたね(CNNニュース41号で詳報)。

(石村) 仰せのとおりです。

(河村) ただ、あの当時(2005年3月)の段階では、議会下院が解散前夜の雰囲気でしたから。

(石村) たしかに、当初の身分登録証明カード法案(Identity Cards Bill)は、議会下院の解散(4月14日)でいったん廃案になりました。総選挙後、法案は再提出されました。

(河村) もう一度、その後の動きを含めて、イギリスでの市民全員に背番号をふって、バイメタ(生体認証)情報式の身分登録証明カード(IDカード)を持たせ、生体認証情報を含め、市民全員の幅広いプライバシーを国家管理する政策について、紹介してください。

(石村) わかりました。2003年11月11日に、イギリス政府のディービッド・ブランケット内務大臣(当時)が、“データ監視国家基盤”確立プランを、「IDカード」制のネーミングで発表しました。データ監視国家基盤とは、次の3点セットです。

IDカード制：
データ監視国家基盤確立のための3点セット

	眼球の虹彩、指紋および顔面認識のような生体認証（バイメタ）情報と、各人の背番号コードや基本的な個人情報を収集
	それらバイメタ情報や背番号コード、基本情報を格納したIC仕様の「IDカード」をイギリス市民やその他の居住者など全員に持つことを義務づける
	各人の生体認証情報や、50項目にもおよぶ個人情報をコンピュータ化された「国家身分登録台帳（国家ID管理センター・NIR = National Identification Register）」で集約管理し、公的機関が公益目的や民間企業が事業目的で本人確認に幅広く活用できるようにする

（河村）イギリスのSF作家ジョージ・オーウェルの名著「1984」には、ネットワークを築いて「あらゆるものを見、あらゆるものを聞き、あらゆるものを知る」という独裁者の“ビッグ・ブラザー”が出てきますが、オーウェルがこれを書いたのは1948年、今から60年前です。今度の“IDカード制”は、まさに現代版“ビッグ・ブラザー”といったところですかね。

（石村）そんなところでしょうね。イギリスは、管理国家の伝統があるのかもしれませんがね。

歴史は繰り返す？

（河村）こうしたイギリスでの監視国家づくりは、今回ははじめてではないですよね？

（石村）はじめてではありません。イギリスでは、1969年に、当時のウイルソン政権が、国民登録証（IDカード）導入案を公表したものの、閣内からの強い反対、与党議員や労組からの反対で頓挫した経緯があったと記憶していますが。

（河村）イギリスは役人社会主義国家観の強い国ですから、市民的自由よりも“監視”を優先する国柄なんではないでしょうか。「監視カメラ大国」でもあるし・・・。

（石村）日本とそっくりです（笑い）。それから、1969年以前、第二次大戦中に、イギリスでは、いわゆる「戦時IDカード」が発給されたようです。しかし、指紋採取は行われませんでした。戦後、廃止されましたが。

（河村）スパイとか、敵性のある人物のあぶり出しがねらいですかね？

（石村）多分、そんなところだったのでしょう。当時は、紙製のIDカードでしたでしょうけども。今度は、各人に付番した背番号や広範な個人情報に加えて、目玉の虹彩、両手の指紋、ないし人相をイメージ処理して本人確認に使う。それらの生体認証情報、さらには50項目にもおよぶ各人の個人情報を国家ID管理センター（NIR）で集約管理する。しかもこれら生体認証情報や背番号、氏名や生年月日などの基本情報を格納したICカード、つまり「生体認証型ICカード」を交付するプランです。それに、NIRで集約管理する市民の指紋などを含む個人情報に対しては、“公益目的”があれば警察とか捜査機関などが自由にアクセスできることになっています。それから、銀行など民間機関も、口座開設とか与信の際に、本人の同意があれば、NIRにアクセスして本人確認ができる仕組みです。

（河村）多分、借金する人は同意しないわけにはいかないでしょう。

（石村）まあ、役人は、マネーロンダリング（資金洗浄）などを口実に、民間企業もNIRに自由にアクセスできるようにしようと狙っているのでしょう。

当初のカード導入計画

（河村）かなり刺激的な国民登録証制度導入案のように見えますね。わが国の役人も、本音では、真似したいくらいでしょう。IDカード導入プランの概要はわかりますか。

（石村）当初の導入案、つまり、2003年11月1日に公表された白書『身分証明カード：その工程（Identity Cards: The Next Steps）』の工程表（ロードマップ）によりますと、次のとおりです（<http://www.statewatch.org/news/2003/nov/id.pdf>）。

イギリス政府の当初の「身分登録証明（ID）カード」導入ロードマップ

2003年 秋～

1万人のボランティアを使って、指紋、眼球の虹彩と人相をベースとした生体認証式の身分確認の仕組みと安全性について、6ヵ月の試行を開始。その後、国家身分登録台帳（NIR = 国家ID管理センター）の創設と生体認証情報や背番号、基本的な本人確認情報を格納できるIC仕様の身分証明証（ID）カードを発給するための法案の公表。

2004年 秋～
データ監視国家インフラのベースとなる国家身分登録台帳（NIR = 国家ID管理センター）の創設を含む、国民総ICカード制である生体認証式IDカードを導入するための法案（身分登録証明カード法案・通称「ID法案」）を議会に提出。
2005年
ヨーロッパ諸国旅行用のクレジットカード・タイプで、生体認証式IC仕様の新型パスポートの導入。
2007年
生体認証式IC仕様のIDカードの導入。NIR・国家ID管理センターの稼働。パスポート、運転免許と身分登録証明を兼ねたIDカードの段階的導入。
2013年
内閣と議会の承認が得られれば、IDカードの全対象者への交付、カード携帯の義務化。

実際の導入時期は？

（石村）以上は当初の計画案です。次いで、2004年4月に、内務省は、意見公募/公開諮問（public consultation）のための報告書『身分登録証明カード立法：諮問（Legislation on Identity Cards: A Consultation）』を公表し、IDカード制策に対する意見を公募、聴取する手続を開始しました（<http://www.homeoffice.gov.uk/documents/2004-cons-identity-cards?view=Binary>）。

もっとも、途中、議会下院の解散、総選挙で廃案、選挙後法案は再提出されました。このため、実際は、法案の審議が2005年5月にずれ込みました。

（河村）法案の成立は？

（石村）法案の成立も2006年3月末にずれ込みました。また、当初は、2007年からパスポートないし運転免許と身分証明の双方を対象に生体認証式統合ICカードの段階的導入の計画でした。しかし、2008年から在英外国人を対象に強制交付。2011～12年から、パスポートの



生体認証型ICカードサンプル

発給を申請した人に対象を絞って生体認証式ICカードを発行することになりました。

（河村）と

いうことは、運転免許は、対象からはずされた？
（石村）そうです。イギリス籍の人の場合、強制交付は、パスポート取得者だけになりました。

（河村）かなり、当初のプランからは後退しましたな。議会でもめたわけか？

（石村）仰せのとおりです。それで、2006年に新装開店した内務省所管の独立行政法人である「身分登録証明・旅券局（IPS = Identity and Passport Service）」、ここがIDカードや電子パスポートの申請受付や交付事務を担当します。このIPSが、2008年3月に「国家身分登録スキーム実施改革2008（National Identity Scheme Delivery Plan 2008）」を導入工程の立て直しをはかり、公表しました（<http://uk.search.yahoo.com/search?p=National+Identity+Scheme+Delivery+Plan+2008&fr=yfp-t-501&ei=UTF-8&rd=r2>）。わかりやすくまとめて見ると新工程表は、次のとおりです。

IDカード導入新工程表（2008年現在）

2008年～
イギリス国内に居住する外国人〔ただし欧州経済地域（EEA）出身者を除く〕の外国人登録証を兼ねたIDカードの発給【強制取得】
2009年～
安全・機密事項を取扱う分野で働くイギリス籍および外国人〔欧州経済地域（EEA）出身者を含む〕へのIDカードの発給【強制取得】
2010年～
16～25歳の若年層をターゲットとしたIDカードの取得を推進【任意取得】
2011年～
イギリス市民権を有する人を対象としたeパスポート、IDカード、あるいはパスポートを兼ねたIDカードの取得を推進【任意取得】

（河村）もう少し導入工程について説明してください。

（石村）2008年現在では、3ヵ月以上イギリスに滞在する外国人登録の必要な外国人です。これは、外国人登録証（residence permits for foreign nationals）を兼ねたIDカードになりますから、実質的に強制交付です。ただし、欧州経済地域（EEA = European Economic Area）出身者を除きます。

（河村）つまり、アジアとか中近東とか、アフリカとかからイギリスに入国するあるいは今滞っている人たちだけがIDカードの強制交付、強制

取得ということなわけだ？

(石村)仰せのとおりです。フランスとか、ドイツとか、EU諸国出身者は除きます。多分、この背景にはEU条約とかEU指令とかとの関係で、EU域内での人の自由な往来を保障しないとけないことがあるのではないかと、思います。

(河村)しかし、特定の地域出身者に対する人種差別につながるおそれがないともいえないね。

(石村)そうですね。事実、一番立場の弱い外国人、それも有色人種を“ターゲット”にしてIDカードを持たせると見られかねない内務省のやり方には、市民団体や人権団体などから強い批判があります。

(河村)それから、工程表によると、2009年からは、安全・機密事項を取扱う分野で働くイギリス籍の人および外国人〔欧州経済地域(EEA)出身者を含む〕へのIDカードの発給【強制取得】ということですが、これは、具体的に言うと？

(石村)例えば、空港施設で働くイギリス人、外国人、この場合には、フランス人やドイツ人など欧州経済地域(EEA)出身者を含みます。具体的な対象について、内務省は、運輸省(Department for Transport)と協議してすすめるとのこと。詳細は、内務大臣が政令で指定することになっています。

(河村)2010年からは、若年層をターゲットにしたIDカードの任意取得を推進する。

(石村)そうです。2010年からは、イギリスの市民権を持つ16歳以上の希望者です。

(河村)2011年から12年にかけて、イギリス市民権を有する人を対象とした「電子(e)パスポート」、「IDカード」、あるいは「パスポートを兼ねたIDカード」の取得を推進する。

(石村)そうです。これは、かたちの上では、任意取得です。

(河村)当初は、イギリス籍の人も外国籍の人も含めて、イギリスに居る人すべてに強制的にIDカードを持たせるといってはなかったのですか？

(石村)そうでした。しかし、法案に対する人権団体などからの反対や、議会での法案審議の段階で、与党の労働党から造反者も出て、政府は、法案を通すために議会上院〔貴族院〕での審議の段階で、大幅な妥協を強いられました。その結果、内務大臣が「指定書類(designated documents)」としたもの、例えば、外国人登録証とかパスポートとか、を発給する際に、IDカードの取得を強制できるかたちになりました。

IDカードの申請先は

(河村)ということは、現時点(2008年秋)では、外国人登録証を申請する人および更新する人には、生体認証式のIDカードが発給されている、ということですね。

(石村)そうです。それから、例えばイギリスに3ヵ月以上の期間留学するとか、ビジネスで駐在したいということで、ビザ申請した場合、外国人登録証を兼ねたIDカードの取得も求められることになります。ただし、UK国籍の人は除かれます。

(河村)どこへ申請するんですか？

(石村)2007年にUK国境法(UK Borders Act 2007)が成立しました。それで、2007年4月2日から新装開店した、内務省の独立行政法人である査証・ビザ事務や在留許可事務を担当する「国境・出入国管理局(BIA=Border and Immigration Agency)」に申請します。それから、国外では、英領事館の中にある「外国・英領局(FCO=Foreign and Commonwealth Office)」でも申請できます。

(河村)今後、イギリス人もIDカードの申請をしたい人は、自主的にできるようになりますが、どこへ申請するんですか？

(石村)申請は、06年4月1日から、新装開店した、内務省所管の独立行政法人である「身分登録証明・旅券局(IPS)」が受け付けます。

(河村)ここでの申請は、イギリス国内にいるUK国籍の人たちだわな。

(石村)そうです。ただ、国内外におよぶIDカード法の現業部門でのトータルな執行や事務の統一などは、IPS(身分登録証明・旅券局)がやることになっています。

若い人をターゲットに取得をすすめる狙いは？

(河村)IDカードは任意取得が原則なんだわね？

(石村)英内務省は、任意取得が原則になっている、とっています。しかし、現実には、パスポートとか、外国人登録証の申請をしますとIDカード機能のついたICカードの発給となるわけでしょうから。

(河村)半ば強制的？？

(石村)ですね。先ほどもふれましたが、201

0年から、IPS（身分登録証明・旅券局）は「マイライフ、マイID（My Life, My ID）」というキャッチで、16～25歳の層をターゲットとした任意取得をすすめるキャンペーンをはじめの準備をしています。

（河村）役所は、中高年層はプライバシーの国家管理案にはアレルギーがあるでしょうから。ターゲットを絞って、まず、若者にIDカードを持つ習慣をつけさせるのが得策ということかね。

（石村）そういうこともあると思います。IDカード事務を所管する内務省役人がもっと敏感になっていることは、野党保守党や自由民主党は、政権奪取がなれば、IDカード制を廃止するといっていますから。現在のブラウン首相は国民の人気は今ひとつです。それに、ID法は、IDカードの強制取得、携帯の義務化なども含めて、2013年に議会で改めて再検討されることになっています。現行法では、IDカードの常時携帯を義務づけることは禁止されていますから（法13条3項a号）。

（河村）ということは、内務省の役人からすれば、労働党が政権にいるうちに、“実績づくり”を急がないといけないということでしょうか？

（石村）そういう魂胆もあるでしょうね。“既成事実化”をねらっているでしょう。そのために、若い層をターゲットにしているのでしょう。それに、内務省は、民間企業などに対し、若者の雇用の際に本人確認にIDカードの提示を乞うように懲罰、勧奨するでしょう。

（河村）わが国の若者の職歴とかをICカードに入れて管理する「ジョブカード」構想（CNNニュース49号・巻頭言）とかにも通じるところがあるのでしょうか？

（石村）ジョブカード構想は、役所とかIT企業がグルになって、公共事業として若者のプライバシーを管理するという、ひどく無神経な構想ですが。

（河村）例の厚労省のジョブカードは頓挫寸前と聞いていますが？

（石村）今の若者は、個人情報の公的管理に無頓着なところもありますから、ああした構想が出てきても、無関心ですから。積極的に反応しないのでは？

（河村）ということは、イギリスでも、若者はぎょうし易い？

（石村）どうでしょうか？とりわけ、政府にとり、若い人たち個人情報、兵隊を募る際の基礎

となる、いわゆる“兵役身上調査書”の電子処理をすすめるに等しいものですから、こうした面も織り込んで考える必要があると思います。

テロ対策に役立つ？

（河村）イギリス内務省の役人は、任意とはいいいながらも、当然、このIDカードのネットをエスカレートさせ完璧なデータ監視国家インフラに仕上げようを狙うんでしょう。テロ対策に有用だとか言って。

（石村）2000年に定められたテロ対策法（Terrorism Act 2000）44条に基づいて、2002年以降、ロンドンでは、取締当局者は犯罪の嫌疑がなくとも職務質問ができるようになりました。

（河村）それでも、2005年のロンドンでのテロは防げなかった？

（石村）そのとおりです。指摘のように、2005年7月7日にロンドンで同時多発テロ事件が起きました。しかし、犯行はすべて犯歴のない者によって実行されました。

（河村）完璧なデータ監視システムなどできないんだわね。それに、NIR（国家ID管理センター）では、犯歴とか病歴とかのセンシティブ情報は個人の情報口座に登載できないでしょう？

（石村）仰せのとおりです。イギリスでは、国の個人情報保護法（Data Protection Act）が、イスラム教の信者だとか、精神病者だとか、犯罪歴があるとかといったセンシティブ情報のNIR登載を禁じています。例えば、秋葉原の無差別殺人事件を考えてみたらどうでしょうか？センシティブ情報を含め全住民のあらゆる個人情報を国家が収集管理し、常時監視したとしても、防ぐのはムリでしょう。

（河村）監視カメラも同じですね。犯罪の防止効果よりも、犯罪の後追いに役立っている程度ですから。プライバシーゼロの超監視国家づくりとかは、ムダな公共事業、IT企業の社会的責任の観点からも疑問がありますね。

（石村）企業は儲ければ何をやってもいいではなくて、IT企業にも“人権侵害的な装置の開発・販売”を、社会的責任、企業倫理の観点から禁止させるような運動が必要ですね。

（河村）“国民の自由”と、企業の“営業の自由”とのバランスをとることも大事ですが。住

基、監視カメラ等々・・・、儲かれば何でもやる、IT企業の奔放さが目立ちますわな。

住基ネットの“罨算”

(石村) 現代的なデータ監視国家基盤をつくるのに必須アイテムは、「背番号コード」、「ICカード」、そして、背番号コードで整理された国民の基本的な個人情報の集約管理できる「国家ID管理センター」の創設です。これら3点セットのうちの一つでも欠けるとうまく機能しません。

(河村) 住基ネットでは、「カード」の発行主体を自治体にした。しかも、カードの取得は任意としたわけだ。ところが、これが、住基ネットを致命的な欠陥製品にしたということですか？

(石村) そうですね。たしかに、わが国のデータ監視国家基盤である住基ネットの場合、「カード」を国民に持たせるところで頓挫しましたね。

(河村) そこで、今、役人連中は、あらたに“社会保障カード”で挽回しようということだわな。

(石村) 仰せのとおりです。08年8月29日に、厚労省の「第10回社会保障カード(仮称)の在り方に関する検討会」で配られた『これまでの議論の整理』(「議論の整理」)の中で、彼らの“本音”が述べられています。

いわく、「別々のICカード及び発行の仕組み等を作るのは非効率的であることを踏まえ、社会保障カード(仮称)は、将来を見据えた社会保障制度全般を通じた情報化の共通基盤として位置付けられるべきものである」と。

(河村) つまり、社保カード制とは、健康保険証などをICカード化するようなちっぽけな構想ではなく、官民を問わず、個人情報を集約したあらゆるデータベースにアクセスできる個人情報を集約・監視できるマスターキー・カード制をつくりあげる構想なんだ、ってことだ。

(石村) たしかに、その厚労省が、「ジョブカード」とか、わけの分からないプライバシー侵害的なシステムをさまざま立ち上げています。「議論の整理」の中で、いろんなカード発行を非効率と指摘するのなら、自らを律して、こうしたムダから止めないと。

(河村) 実際、フリーター対策とか言って役人が考えたジョブカードの交付率は低調で、交付件数も、職上訓練の実績(1万4千件程度)すら達

成できていないようです。本当に困った連中です。IT企業に公共工事を受注させ、こうした企業とグルになって血税を喰っている連中です。

電子私書箱って、“公設覗き部屋”構想？

(石村) それに、役人連中は、社保ネットに便乗して、IT企業とグルになって、「電子私書箱」構想まで立ち上げています。

(河村) それは、どういった構想ですか？

(石村) 国民各人の“個人情報総合口座”、ともいえる“電子私書箱”をつくり、その口座へ健康・保険・年金などの公的なものに加え、就労・金融、その他民間サービスなどに関するあらゆる個人情報をジャブジャブ入れさせて、官民さまざまな機関がその情報口座にアクセスすれば覗き見できるというシステムです。

(河村) 本人(情報主体)だけが見れるんじゃないわけだわな？

(石村) 本人も見られますが、国や自治体など公的機関に加え、銀行や会社など民間機関もアクセスできる仕組みを想定しています。

(河村) “私書箱”ってというのは、本来、本人だけが見られる仕組みでないのかね？ でないとすると、それこそ“公認のピーピング・トム”、(公認デバガメ)制度じゃないかね？

(石村) まさに「公設覗き部屋」構想ですね。役人とか、IT企業とか、倫理観に欠ける学者とかは、それこそ原爆開発にでも平気で参加するわけです。“個人情報保護が人権問題”という認識が薄い連中です。プライバシーも商売にできるとなれば、企業倫理も薄れる連中です。

(河村) で、連中は、いま、国民各人の個人情報を集約的に管理する“公設覗き部屋”、ともいえる“電子私書箱”、データベースの実現を密かに望みながら、その“公設覗き部屋”にアクセスできる“マスターキー・カード(社保カード)”を仕上げるに必死なわけだわな。役所が先導しちゃ、あかんでしょう。

データ監視国家基盤づくりの3点セット

(石村) 同感です。イギリスに話を戻します。イギリスの2006年「IDカード法」の法律の名称は、“IDカード・身分登録証カード”です。

しかし、カードの発行だけではなく、先ほどあげましたように、居住者・市民を“一生監視（lifelong surveillance）”するためのデータ監視国家基盤づくりの法律です。

（河村）つまり、データ監視国家インフラの3点セット、つまり 背番号コード（国家身分登録番号・NIRN = National Identity Registration Number）、生体認証式IC仕様のカード、国家ID管理センター（国家身分登録台帳・NIR = National Identity Register）をつくりあげるための法律というわけだ。

（石村）そういうことです。

（河村）それで、イギリスの場合、いわゆる家族をベースとした戸籍制度とか、住民登録制度とかはあるんですか？

（石村）昔は、国教会（アングリカン教会）その他カトリックやメソジストなど各キリスト教派の教会が、“出生・死亡・婚姻”の記録を管理していました。しかし、その後、近代的な家事記録制度が誕生し、現在は、出生・死亡・婚姻登録庁長官（The Registrar General of Births, Deaths, and Marriages、以下「登録庁」、「登録庁長官」）が管理しています。ちなみに、登録庁は、制度的には、イングランド+ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの3つに分かれています。

（河村）ということは、2006年に成立した「IDカード法」はどのような位置づけになりますか？

（石村）2006年IDカード法の趣旨は、こうした既存の仕組みとは別途に、あらたに外国人を含む国民一般をデータ監視できるインフラ（基盤）として、国家的な「個人籍」制度をつくらうということでしょう。

（河村）なるほど。

IDカードもパスポートも所管は 内務省

（石村）「身分登録証明カード法（Identity Cards Act）」、いわゆるIDカード法は、政府立法で、内務省が立案したものです。

（河村）イギリス籍の人に限っていえば、同じく内務省が所管しているパスポート発給事務をベースに「個人籍」をつくりあげようということになりますか。

（石村）わが国との対比で見ると、このIDカー

ド制とは、住民登録と外国人登録（在留許可など）を一本化したような国家的な住民監視制度のようなものでしょう。

（河村）わが国では、住民登録は総務省、戸籍や外国人登録は法務省、パスポートの発給は外務省、運転免許証は警察（庁）といった縦割り行政。住基ネットは所管の総務省が仕掛けたんだけど、全員に「カード」を持たせることができずにしくじった。

（石村）で、現在、データ監視国家基盤3点セットのうちの、「カード」を全員に持たせるのに必死なわけです。

（河村）わが国は、国民皆保険制度をとっていますから、厚労省の役人は、公的保険、とくに“健康保険”に白羽の矢を立てた。健康保険を“人質”に、「社会保障カード」というネーミングで、国が発行するIC仕様の身分登録証明（ID）カードを居住者全員に持たせようということになったんだろうけど。

（石村）役人というよりも、自治省（現総務省）や厚労省の御用審議会に巣食っている産官学の連中がグルになって仕組みでやっているところもあるのでしょうけど。まあ、イギリスにも皆健康保険制度（NHS = National Health Service）がありますから、NHSでもよかったのかもしれませんが。ただ、今回のIDカード法は、内務省が音頭をとってすすめました。それも、生体認証式のIC仕様の身分登録証明（ID）カードの導入ということになった。これは、内務省がパスポートの発給事務を所管していたことと、生体認証式のパスポート（eパスポート・電子パスポート）が国際基準になったことも連中には追い風になったと思います。

（河村）わが国の場合、現状では、生体認証式の「社会保障カード」の導入までは進めないでしょう。

（石村）とくにわが国の場合は、外国人登録での指紋押捺拒否運動の歴史がありますから。もっとも、流れとして、生体認証式のパスポートが国際基準になってきていますから、それに、民間の金融機関が生体認証式IC仕様のキャッシュカードを広めており市民が生体認証情報の採取に抵抗感が少なくなると、危ないところもあると思いますが。

（河村）役人は、こうした民間の動きを注視してるわな。

（石村）イギリスでも、ID行政の現場では、指紋採取など、市民全員を犯罪人扱いする考え方に

すごい抵抗があるようです。

(河村) だろうね。それまでは、内国民には性善説、外国人には性悪説、でやってきた。ところが、ID法の施行により、内外すべての人を性悪説で見るとなると、なったわけだから。

IDカードの提示を条件に取引することの禁止

(河村) イギリスのIDカードの場合、例えば、銀行がIDカードの提示を条件に融資をすとかは禁止されているんですか？

(石村) 現在、カードは任意取得ですから、例えば事業者がIDカードの提示を条件に取引することなどは禁止されています(法16条2項b項)。もっとも、民間事業者も、銀行口座の開設などの本人確認に際し、NIR(国家ID管理センター)に管理されている個人情報にアクセスできます。

(河村) 本人の同意はあるんですか？

(石村) 要りますけど、顧客が拒否すると、「本人確認ができませんので、口座開設は難しい」となるでしょうから。本格的にIDカードが導入になると、IDカードを取得しないと、普通の市民でも民間企業との取引も難しくなることが容易に予想されます。

(河村) すずんでカード申請をして、NIRに裸になるほどの個人情報を差し出して、民間企業が本人確認のためあなたの照会をNIRにしたいといってきたら、実際には拒否できない可能性も強いわけだね？内務省の役人には、顧客にとりNIRはホワイト情報(正しい生き方をしている市民の証拠)の提供先にもなりうるという感覚があるのかもしれないね。

(石村) でしょうね。「早めにIDカードを取得しなさい。悪いことしなければこわがることはない・・・」の論法ですね。

(河村) この点、わが国の社保カードでは、どうなりますか？

(石村) 健康保険証カードとして使うとなると、社保カードの提示を条件に医療サービスの給付を受けるのを禁止するというのも非現実的になりますね。

(河村) 一律禁止はできないでしょう。ですから、健康保険証は保険証として単一目的で利用できる今の仕組みが合理的なんだわな。紙か磁気カードかは選択できることにするとしても。どこの医療機関でも別途、診察(磁気)カードを発行し

ていますから。

(石村) ですから、厚労省や総務省の役人連中は、「社会保障」は口実、住基ネットと連動した国発行・自治体が交付窓口の「公的IDカード」、「マスターキー・カード」の創設がねらいなんですね。先ほどもふれましたが、実際に、08年8月29日の厚労省の「第10回社会保障カード(仮称)の在り方に関する検討会」で配られた『これまでの議論の整理』(「議論の整理」)では、「さしあたり、年金手帳、健康保険証、介護保険証」をターゲットとしているだけで、と吐露しています。

(河村) 確かに、仰せのように、最近、社保カードは住基カードと連動させる、とか言い出していますから、役人は露骨に「本音」を言うようになっていたわな。

(石村) 「議論の整理」では、「情報連携の基盤」の役割をはたすマスターキー・カードを社保カードの「仮称」でつくっているんだと吐露しています。つまり、「本音」は、住基ネットで頓挫し「亡霊化」した住基カードの現世への復活作業をやっている、ということでしょう。

「身分登録証明(ID)カード」のネーミング

(河村) イギリスの内務省が「身分登録証明カード法(Identity Cards Act)」というネーミング(名称)を選んだ理由について聞きますけども。このカードは、いろいろな社会保障給付などの際の本人確認に使われることを前提としていますよね。単なる「身分証明証」ではないんだわな。となると、「身分証明証(ID)カード」のネーミングでいいのですかね？

(石村) 当初、英内務省の役人は、「身分証明証(ID)カード」ではなく、各種社会保障にかかわる「受給資格カード(Entitlement Card)」のネーミングを考えていたようです。

(河村) そうですか。

(石村) 正直に言って、どうしてIDカードというストレートなネーミングになったのかはわかりません。一時イギリス国内でテロが頻発した時期がありましたから、あえてこうしたネーミングを選択しているのかも知れませんが。

(河村) 「社保カード(仮称)」とか言って煙幕を張っている厚労省の役人よりは、「IDカード」というネーミングを使っている英内務省の役人の

方が“正直”か??
(石村) どうですかね?

“目玉”は“バイテク情報の国家管理”

(河村) プレア政権の生体認証型身分証ICカード導入計画におけるサプライズは、居住者全員に背番号を付けること。これは標準仕様だとして、各人の目玉の虹彩あるいは人相、手の指紋といった生体認証(バイテク)情報を収集するというのが、それこそ“目玉”。そうしたバイテク情報を国家が画像処理した上で、NIR・国家ID管理センターで集約管理するとともに、それらをICカードに入れて本人に交付して身元証明に使おうというものですよ。

(石村) そうです。約450万の居住外国人と海外居住者を含む約6千万イギリス市民権保有者の生体認証情報および広範な個人情報情報は情報処理され、国家データベースである「国家身分証明登録台帳」(NIR = National Identity Register)で集約的に管理されます。

(河村) NIR、いわゆる「国家ID管理センター」ですね。わが国の住基ネットという指定情報処理機関、「財団法人地方自治情報センター(LASDEC)」、に相当する組織?

(石村) そうですね。「NIR・国家ID管理センター」で管理される基本的な個人情報は、基本情報としては氏名、生年月日、性別、移民資格、背番号、ならびに両目の虹彩、指紋および顔面の寸法(生体確認情報)などです。ただ、これらの情報には限定されず、後で詳しい図表にして紹介しますが、「NIR・国家管理センター」では、極めて広範な個人情報(50項目程度)が管理されます。

(河村) わが国の住基ネットでは、コードとカードで国民情報の全国総合管理を目指したはずだったけども。それが、反対論が強くて、カードを任意取得にせざるを得なかった。この点が大きな誤算だったわけだわな。で、産官学が厚労省の社保カード構想で、それこそ“再チャレンジ”、“社会保障”をエサに全員にICカードを強制交付することに必死なわけだわな。

(石村) 仰せのとおりです。

(河村) ということは、イギリスの“国民総IDカード制”は、生体認証(バイテク)情報の採取もあるという意味で、「国民総背番号制」の“二

ューバージョン”であるわけだ。けども、“任意取得”のままでは失敗する可能性が高い・・・?

(石村) そういう読みもできますね。このニューバージョンにおいて、最も真新しい提案は、本人の生体認証情報の採取、官民にわたる諸機関での本人確認目的での利用、捜査機関などへの提供でしょう。ただ、指紋以外に生体認証情報については、何を採用するか、正式には決まっていませんが・・・。法律では、内務大臣が政令で決められるようになっています(法3条6項)。

(河村) 2013年に、議会で、イギリス市民全員に強制交付、常時携帯の義務付けの審議をすることになっているんでしょう・・・。

(石村) そうです。それまでに、わが国の住基カードのような低調な普及率だと廃止でしょうね。

(河村) ともかく、この「身分登録証明(ID)カード法案」は、イギリスでの「バイオメトリクス」の本格的な“行政”利用のきっかけになるわけだわな。

バイテク情報への過度の依存は危険

(石村) そうです。それから、こうした生体認証(バイテク)情報は、電子処理されマイクロチップ、ICカードに格納され、本人に交付されず。交付を受ける際には、署名しますが、その署名もイメージ処理されNIR・国家ID管理センターで記録として保存することになります。

(河村) 高度な電子技術を駆使して国民を徹底監視できるというわけですか?

(石村) それから、あとで詳しく紹介しますが、内務大臣は、公共機関などから照会があればそこに対して、情報主体である本人の同意なしにNIRに保存されている写真、署名、指紋その他の生体情報も含めて提供できることになっています。

(河村) 確かに生体認証情報は唯一無二ですから、正確に本人確認ができるでしょう。しかし、ただ、“成りすまし”などで、誤った生体認証情報が採取されたりしたら、逆に大変なことになるわな。

(石村) ですから、イギリス内務省も、収集の段階で、パスポートとか運転免許証を使うなどで、極めて注意深く本人確認をする必要があるとっています。

(河村) 国民全員の指紋、眼球の虹彩パターンとかを採取するとなると、必ず不審者が紛れ込んで

きますよ。それを防ぐのがまた大変な作業だな。

(石村)ですから、専門家は、「生体認証情報は唯一無二だから大丈夫・・・」だとかいう、「信仰の世界」でマインドコントロールされない方がよいと警告しています。成りすましは完全には防げません。

(河村)テロリストが生体認証式IDカードで成りすまし、イギリス中を闊歩することにもなりかねないわけだからね。

(石村)それに、生体認証式IDカードは民間の技術でつくられていますから、こうした技術は民間から漏えい、悪用が避けられませんか・・・。

(河村)民間はビジネスでやっていますから、儲け優先・・・。

(石村)たしかに、盗聴器が手軽に買え、ちまたに氾濫しているのを見れば、わかりますね。

(河村)じゃあ、犬猫や野生動物の管理のように、背番号とか基本情報を格納したマイクロチップ・カプセルを人の体に埋め込めばいい・・・、ということも非現実的でなくなるかもしれませんね。

(石村)“電子人間鑑札”は、笑い話ではなくて、悪夢が正夢になりかねませんね。きっと、それでも、成りすましは防げませんよ。

NIR (国家管理センター) への照会

(河村)それから、さきほど少しふれられたけども、NIR・国家ID管理センターが管理する個人データに対し、警察とか出入国管理当局などはアクセス照会ができるんですね。

(石村)できます。それに、情報主体である本人の同意なしに、回答ができます。IDカード法には、「公的機関等 (public authorities etc.)」による照会の規定があります (法17条)。情報機関 (MI5、MI6) や、政府通信本部、重大組織犯罪対策機関などの犯罪取締の特殊機関、警察、さらには国税当局 (歳入関税庁) など、あらゆる職務を執行するための、NIR (国家ID管理センター) の登録情報にアクセス照会ができることになっています (法17条、18条)。

(河村)それから、先ほど石村代表がふれましたが、2000年に定められたテロ対策法 (Terrorism Act 2000) 44条では、2002年以降、ロンドンでは、取締当局者は犯罪の嫌疑がなくとも職

務質問ができるとのことでしたが、で、警察官は、職務質問をした場合、職質をした人に対し、IDカードの提示を求められることができることになるんですか。

(石村)この辺はいまだはっきりしていません。ただ、IDカード法の全面実施後、犯罪の嫌疑者については、警察署まで同行を求め、カードの提示を求め、身元確認を行うことが許される、と解されています。もっとも、近い将来、ライブスキャン (livescan) 技術が利用できるようになれば、携帯型のカード読取機 (スキャナー) を持った警察官が、通行人にカードの提示を求め、国家ID管理センターに瞬時照会が可能になる、とも言われています。

(河村)“国民の人格権の完全公有化、完全国家管理”、いわゆる「ゼロプライバシーで、皆安全」の構想、わが国の役人もモジモジしてるわなあ。住基ネットのエスカレート版のようなものだから・・・。

(石村)ですから、こんな仕組みをイギリスから“輸出”されたら困るわけです。イギリスのIT企業にとっては、わが国の“住基ネット”は欠陥商品で、英製の“IDカードネット”の方が国民をデータ監視するシステムとしては完璧、競争力のある有望な国際商品の一つかも知れませんが。

(河村)わが国の役所とかIT企業とくっついてる識者の皆さま方にとっては、悩ましいとこだわな。

(石村)とくに理科系は、政府に乞われれば、原爆から人のコピーまで、何でもつくろうとする人が少なくないですから。文化系でも、“正論”はいわない、役所に対しては“金魚の”のような感じの人も多く困ったものです。

“プライバシー死滅法”の骨子

(河村)イギリスの労働党がつくった身分登録証明カード法は、“プライバシー死滅法”のような、かなり強烈なインパクトのある法律だわね。“IDカード法”の中身について、もう少し詳しく話していただけますか。

(石村)わかりました。成立した法律は44条と2つの別表からなります。主な条文、その骨子は、次のとおりです。

身分登録証明 (ID) カード法の骨子

1 国家身分登録台帳 (NIR = National Identification Register) の設置
主務大臣 (内務大臣) が、国家身分登録台帳 (以下「登録台帳」) の設置および管理する責務を負う (法1条1項)。
2 台帳に登録する個人
(a) 登録される個人と、(b) 申請により登録できる個人、に分かれる (2条1項)。
16歳以上の個人でイギリスに居住する者や、イギリスに居住したことのある者またはイギリスに入国しようとしている者 (法2条2項)。
その他主務大臣により政令で登録対象となる個人や自らの申請で登録を求める者など (法2条4項)。
3 国家身分登録番号 (National Identity Registration Number)
台帳に登録するすべての個人には、当該個人について記録された情報を登録台帳に登載するために唯一無二 (固有) の背番号 (国家身分登録番号) が付与される (法2条5項)。
4 国家身分登録台帳 (NIR) の目的
登録台帳の設置および管理の目的は、「登録事実 (registrable facts)」を証明するために便宜的な本人確認制度の確立、および「公益の必要性 (necessary in public interest)」に基づく安全かつ信頼できる本人確認制度の確立である (法1条3項a号・b号)。
「登録事実」とは、(a) 個人の身元〔氏名、その他通称、性別、生年月日・出生地、死亡年月日、本人と確認できる外見的な特徴〕、(b) 連合王国 (イギリス) 内の主たる居住地の住所、(c) 主たる居住地以外のすべての居住地の住所、(d) イギリス内外の以前の住所、(e) イギリス内外異なる場所に居住していた期間、(f) 現在の居住資格〔国籍、イギリスに在住する資格、居住資格が出入国の承認に由来する場合にはその在留条件〕、(g) 以前の居住資格、(h) 身分確認目的で配布される番号情報・これに関連する書類〔ただし、データ保護法で収集が禁止される人種、政治信条、宗教、健康、性癖、犯歴などのセンシティブ情報は除外される〕、(i) 登録台帳に記録された本人情報の提供先に関する情報、(j) 本人からの情報開示請求歴、をさす (法1条5項・6項・7項・8項)。
「公益の必要性」とは、(a) 国家安全保障、(b) 犯罪の取締・防止、(c) 出入国管理・取締、(d) 不法就労の禁止・取締、(e) 公共サービスの効率性の確保・円滑化、をさす (1条4項)。
5 登録台帳に記録される具体的な本人情報〔法別表第一〕
本人情報～(a) 本人の氏名、(b) 通称、(c) 生年月日、(d) 出生地、(e) 性別、(f) イギリスにおける主たる居住地の住所、および(g) イギリス内にある他のすべての居住地の住所；
本人確認情報～(a) 本人の頭部と肩も入った顔写真、(b) 本人の署名、(c) 本人の指紋、(d) その他の本人の生体認証情報；
居住資格～(a) 本人の国籍、(b) イギリスにおける社会保障の受給資格、および(c) 当該社会保障受給資格が、イギリスでの居住期間に左右される場合にはその要件；
本人照会番号等～() 登録台帳搭載記録とは、(a) 国家身分登録番号、(b) 本人に発行されたIDカード番号、(c) 本人に付番された国民保険番号、(d) 本人にかかる出入国資料管理番号、(e) イギリスの旅券番号、(f) イギリス以外の国もしくは領地または国際機関が本人に発行した旅券番号、(g) 旅券に代えて本人に交付された資料の番号、(h) イギリス以外の国もしくは領地が本人に交付した身分証明書の番号、(i) イギリスに入国もしくは在留申請に関し内務大臣が本人に交付した管理番号、(j) 本人に交付された就労許可証番号、(k) 本人の運転免許証番号、(l) 上記の手續に関し本人が保有する指定された書類の番号、ならびに、(m) 上記の記録にかかる番号が記載された資料の失効日もしくは有効期限、をさす。() 「出入国資料」とは、(a) イギリスへの入国もしくはここでの居住に関し欧州条約のもとでの人の権利を確認するために使用された資料、(b) イギリスへの出入国に関し出入国機能や記録資料の管理に使われた資料、および(c) 出入国カードをさす。
登録台帳に記録される本人の履歴 (record history) とは、(a) 登録台帳に登載された前記の本人情報で以前のもの、(b) 登録台帳への登載にかかる手数料および情報開示にかかる手数料、ならびに(c) 本人の死亡日、をさす。

登録およびIDカード歴とは、(a)本人の登録申請日、(b)本人が搭載事項の変更申請を行った日、(c)本人が搭載事項の確認を申請したすべての日、(d)本人にかかる搭載情報の削除を行った理由、(e)本人に交付された各IDカードの細目、(f)各IDカードの有効および無効の場合にはその理由、(g)本人がIDカードもしくは指定された資料の申請の際に連署した者の素性、(h)IDカードの紛失・盗難・破損に関し本人が届け出た事項の細目、ならびに(i)内務大臣が交付したIDカードを本人に返納を求めた状況の詳細をさす。

登録台帳に記録される本人確認情報(validation information)とは、(a)本人による搭載内容の修正またはIDカードの交付の申請に関し、登録台帳に搭載されるべきであるとして、本人が提供した情報、(b)本人が登録台帳搭載内容の確認申請にあたり提供した情報、(c)前記(a)もしくは(b)の申請にあたり、申請者の本人確認または当該申請に関し提供された情報の確認をするために取られた手続の詳細、(d)登録台帳にある個人の搭載内容が完全、最新かつ正確であるかどうかを確認するために取られた手続または収集された情報の詳細、ならびに(e)情報が正確であるために本人が修正を届け出た内容の詳細をさす。

登録台帳に記録される本人安全対策情報(security information)とは、(a)本人が記録された情報申請および当該提供の提供を効率的に行うために使用される個人識別番号、(b)こうしたことのために使用されるパスワードその他のコードまたは当該パスワードもしくはコードを生成する方法、ならびに(c)搭載事項の変更もしくはその申請または当該申請者の本人確認に使用される質問および回答をさす。

登録台帳に記録される情報の提供先とは、(a)登録台帳にある特定個人の搭載情報がある者に提供された場合に、その詳細、(b)その場合に、当該情報を受けた者の詳細、および(c)情報を提供した場合におけるその他の特記事項をさす。

6 生体認証情報の収集等

個人は、指定された場所と時間に出頭し、指紋その他の生体認証情報(目の虹彩および人相)、ならびに写真撮影その他規則に定める情報を提供するように義務付けられる(法5条5項)。

7 IDカードの交付等

内務大臣は、各個人に対し、既定の本人情報を暗号化された形で記録し、かつ、一定期間有効なIDカードを、指定書類(当面はパスポート)の発行に伴い、発行者の所有物として交付する。原則として任意登録者については、本人の申請がない場合には、交付されない(6条)。

8 強制登録者のIDカードの更新

外国人登録証の取得・更新のような指定書類(designated documents)の発給に伴うIDカード強制登録者の場合には、既定の期間内にIDカードの申請を行わなければならない(法7条)。一方、外国人登録証のような指定書類を発行する当局は、その証票(書類)が、IDカードの機能を搭載したかたちで発給されていることを確認しなければならない(法8条2項)。

9 登録台帳(NIR)の正確性の確保など

内務大臣は登録台帳(NIR)の記録の正確性を確保するために、本人、指定書類発行当局などに対して、情報提供を求めることができる(9条)。IDカードを保有する者は、自己の情報に変更が生じた場合には、所定の書式に基づいて、その変更を内務大臣に届け出なければならない(法10条)。IDカードを取得した者が、カードを紛失、滅失、破損した場合には、すみやかに内務大臣に届け出なければならない。内務大臣がIDカードを失効させた場合、すみやかに返納しなければならない(法11条)。

10 本人の同意に基づく本人照会のための情報提供

内務大臣は、本人の同意がある場合、本人以外に対してもその者の申請に基づいて、登録台帳(NIR)から、生体認証情報などを除く、本人を確認できる一定の個人情報の提供を認めることができる(12条)。

11 公共サービスを受ける条件としてIDカードの提示を求める権限

内務大臣は、規則により、公共サービスを受ける条件としてIDカードの提示を求める権限を当局に付与することができる(法13条、14条)。

12 公的機関等による利用・犯罪の防止や取締

内務大臣は、本人の同意なしに、登録台帳に登載されたその者の情報を法律に定める目的の範囲内でさまざまな公的機関ならびに犯罪の防止および取締をする機関に提供できる(法17条、18条)。

1.3 国家身分登録制度コミッショナーの設置

国家身分登録台帳制度の運用を監視するために、内務大臣は、国家身分制度コミッショナー（National Identity Scheme Commissioner）を任命しなければならない。コミッショナーは、運用状況に関する年次報告書を作成し、内務大臣、議会などに提出しなければならない（法22条、23条）。

背番号よりもカードが注目されるのはなぜか

（河村）このIDカード法の骨子を見ていて気になることがあります。「台帳に登録するすべての個人には、当該個人について記録された情報を登録台帳に登載するために唯一無二（固有）の背番号（国家身分登録番号=National Identity Registration Number）が付与される」（法2条5項）と定めて、各人に国民背番号をつけることになっているわけですね。ところが、この背番号、統一識別番号といいますが、こうした点はちゃんとした議論になっていないのではないかと感じるのですが。カード問題だけが前面に出てきて・・・？

（石村）確かにそのようにも見えますね。「番号」よりは、「カード」を問題にしていますね。この辺は、わが国の厚労省が何で必死になって「社会保障カード」を画策しているのかを解明するヒントが隠されているのではないのでしょうか？

（河村）厚労省配下の審議会、社保カードのあり方に関する検討会でも、統一番号・背番号についても議論しているのに、目立たない。

（石村）カード問題で背番号問題が隠されてしまっているようにも感じがするということですね。

（河村）「カード」という、番号を入れる“箱”づくりを前面に押し出すことで、「番号」問題を隠そうということですかね？

（石村）まあ、そうした面も否定できないでしょう。ただ、冷静に見ると、「カード」が前面に出てきている理由は、大きく2つあげられると思います。一つは、住基ネットについては、最高裁が合憲とし、役所に“免罪符”を与えましたから。役人は、背番号コード問題は解決済みと考えているのではないのでしょうか？

（河村）この点について、役人連中は強気だな。

（石村）そう見えますね。例えば、住基ネット大阪高裁の竹中判決を確定させた大阪箕面市の市長選挙で、総務省情報通信政策局の役人を落下傘候補に出して当選させ、住基反対運動をつぶしかかっています。

（河村）それから、住基ネットに不参加の国立市に対しては、「参加せい〜」、って東京都に圧力をかけさせている感じだな。

（石村）このように、最高裁の合憲判決は、「国民を背番号管理するのは当たり前」といった高飛車な国の役人の態度につながっているのは確かだと思います。

（河村）それから、もう一つの理由は何ですか？

（石村）それは、本人確認には、「背番号コード」よりも、「生体認証情報」の方が正確だと見る時代の流れがあるかもしれませんね。

（河村）“番号”よりも各人の“指紋”、“虹彩”、“手の静脈”の時代ということですね。どうも“番号”でマインドコントロールされている世代としては、追い付いていけないね。

（石村）私も、頭の切り替えが必要です。社保“番号”よりは社保“カード”。本人確認は、“番号コード”よりも“生体認証情報”の時代、産官学の連中にはそんな読みがあるように感じます。

（河村）電子認証、生体認証の時代に突入していることからマスターキー・カード、ICカードが必須アイテムになっているわけだ。ということは、番号で本人確認をやろうとしているわが国の社保カード構想は時代遅れ、血税のムダ遣い？？

（石村）“敵に塩”を送るような議論はダメですが（笑い）。社保カードは、いずれは公的身分証明・IDカードとして治安対策から携帯させるといのが、役人の“本音”ですよ。マスターキーを使った個人情報の整理、徹底管理という面では、当然、住基コードのような各人に固有の背番号コードが必要です。しかし、本人確認は、番号コードだけによりますと“成りすまし”は防げません。やはり、指紋とか、指の静脈とか、生体認証（バイオテック）情報の方が絶対に確実です。

（河村）ということは、わが国の社保カードのセキュリティは、落第？？

（石村）確かに、生体認証情報式のICカードの方が安全でしょう。ただ、わが国の役人は、今は、生体認証情報式は持ち出せない。持ち出せば大騒ぎになる、って悟っていますよ。

（河村）連中は、今は時機ではない、ってわかってるわけだ。

(石村)今は、まず、データ監視国家地盤の柱となるマスターキー(背番号)が格納できる「箱」、「カード」の導入です。それに、“保険証とかのICカード化”の問題を検討しているように装いつけているわけですから。

(河村)本音と建前が使い分けられ、建前だけで検討がすすんでいることが彼らにマイナスに作用している?

(石村)たしかに、保険証のICカード化をやっているだけと装っている限り、バイテク(生体認証)情報式のICカードまでは一気にすすめないですね。

(河村)となると、バイテク情報式の電子(e)パスポート化の波に乗って、IDカードのネーミングで、データ監視国家地盤の柱となるバイテク式のマスターキー・カード制をすすめているイギリスの役人が一枚上手か?

(石村)どうでしょうか?まあ、公共工事の拡大を狙っているITハイエナ企業もヤキモキしているでしょうけど。

生体認証情報とはセンシティブ情報ではないのか?

(河村)イギリスに話を戻しますけど。IDカード制は、イギリスという国家に在住している人たちの人格権をトータルに管理する仕組みに近いですわな。

(石村)そうです。まさに、NIR・国家ID管理センターは、“プライバシーの完全公有化”、“ゼロプライバシー”の論理に基づいてつくられた仕組みといえます。

(河村)で、国家が住民の生体認証(バイテク)情報を処理して管理・支配することになるわけだけど。こうしたバイテク情報は、究極のセンシティブ情報にあたらぬのかね?

(石村)あたると思います。バイテク情報とは、本来、プライバシー保護法上、NIR・国家管理センターで収集・管理してはいけないセンシティブ情報ではないかと思えます。

(河村)健康情報とか、政治的信条とかと、同じ種類のセンシティブ情報にあたるわな。

(石村)しかし、現実には、政治の判断で、指紋とか、虹彩のような生体認証情報は、センシティブ情報でないような取扱になっている。これは、疑問です。

(河村)大量の移民が流入し、多民族国家化して

いる。一方で、テロや犯罪が頻発する。自国民を含め居住者全員の指紋とか、虹彩とか、顔つきを国家が管理する提案が、役人などから出てくるのは時代の流れという見方が強く、あえて問題にしないようにしているんだらうけども。

(石村)しっかりと議論されていない点ですね。わが国でも、外国人の指紋押捺が人権問題になって廃止されたわけです。これが、電子パスポートとかが国際基準になってきて、生体認証情報の採取が強制される兆しがありますから。

(河村)この辺は、よく整理しないといけないわな。それこそ、わが国の役人が“ゼロプライバシー”の考え方をベースにしたイギリスの“絶望国家”の構想を真似ないようにさせるためにも、大事なポイントですな。

(石村)バイオメトリクスとかICチップといった先端的なバイテク技術が、“国家が国民の生体認証情報を採取して管理・支配すること”を可能にする時代を築きあげています。ですから、逆に、ますます、政治に“倫理”や“哲学”が求められる時代に入ってくると思います。ところが、現実はどうでしょうか?わが国を見ても、政治家は政争に明け暮れ。その間に、役人は国民のプライバシーをおもちゃにしている。私も国民は、11ケタの人間バーコードを刺青され、今度は、カード持たせて“通行手形の現代版を実現してやる”などと意気込んでいる不浄な役人と戦わず、“国取り”合戦だけに興じている国会サラリーマンのような人たちを信任しているようでは救われないと思います。

(河村)まあ、確かに、わが国の役人がこうしたイギリス並みのことをやりだしたら、国会サラリーマン連中がそれを止められるかどうか・・・。

(石村)何か、辞めた福田前首相のように、妙に“客観的”な言い方に見えますが(笑い)。

(河村)国会議員の多くは、元役人や世襲。しかも、議員特権を守ることだけには必死。

(石村)国民を役人に売り渡すことなど平気なような連中が国会を闊歩しているようにも見えますからね。

(河村)でも「河村は違う」。是非、総理をめざす私のビジョン『庶民革命』を読んでください(<http://takashi-kawamura.com/>)。

(石村)河村相談役は違うでしょう。いずれにしろ、選ぶ側の私ども国民の責任も重いものがあると・・・。

"ぎょっ" とする目玉情報の採取方法

(河村)それで、イギリスでは、どういう風に国民全員の虹彩のパターンや指紋、顔面の寸法の取るつもりなんですか。

(石村)IDカード法では、「同意した場所に、同意した時間に行くか、(同意に達しない場合には)指定された場所と日時に」、「指紋その他の生体認証情報」、「写真撮影」を要請されることになっています(法5条5項)。実際には、最寄りの身分登録証明・旅券局(IPS=Identity and Passport Service)、郵便局ないし市役所、役場に出向いて、本人が生体認証情報の採取に応じる仕組みです。それから、IPSの地方事務所が各地に開設される計画です。採取された生体認証情報は、国家ID管理センターに送られ各人の背番号別に整理された情報口座(データベース)に保存されます。同時に、電子処理しマイクロチップに装着し、本人にIC仕様のIDカード(身分登録証明証)として交付することになっています。

(河村)全国の郵便局などに国民の眼球の虹彩パターンを採取する高価な機械を設置するのは可能なんですか。

(石村)不可能でしょう。しかも、専門家は、実際、こうした場所での採取は不可能と見ています。ですから、各地の病院に委託して採取することになるのではないかと、いっています。人権団体などは、「ナチスが病院で生体実験をやったのと似たようなイメージ」と批判しています。政府も、国民がそうしたイメージを持つのではないかと危惧しているようです。

(河村)指紋は10本の指、全部について採取ですか。

(石村)内務省は、10本が最適であるけども、国民感情に配慮し、誤差を縮めるねらいから、2本としています。これに対し、電子パスポートの統一的な導入をねらうEUは10本の指の指紋採取を主張しています。結局、10本になるようです。

(河村)それから、それこそ「ぎょっ」とする他の生体認証情報の採取はどうなるんですか。

(石村)眼球についてイギリス内務省は、虹彩をベストと考えています。いずれにしろ、生体認証式ICカードに挿入される生体認証情報は、国際基準にそってEUの電子パスポートにどのような生体認証情報が入られるかによるものと思われませんが。

コスト試算

(河村)コスト試算は出されているのですか。

(石村)内務省は、具体的な計画がいまだ不透明ということで、明確な試算を出していません。一方、内務省は、10年間有効のタイプで、身元確認目的だけの生体認証式身分登録証明ICカードの場合は1人あたり35ポンド。身元確認にパスポート機能を持たせたICカードは77ポンド。身元確認に運転免許証機能を持たせたICカードは73ポンド。16歳未満の取得者は無料。それ以上でも、低所得者の場合には、10ポンドの割引。65歳以上には終身カードを交付。ただし、カードはICチップの耐用年数の関係から、無料で5年ごとに更新。大体、こんなところかと思えます。

(河村)導入コストとランニングコストは相当な額になるでしょう。どうですか。

(石村)労働党による新たな「人頭税」になる位の国民負担になるだろう、と批判されていますが。

居住外国人は強制取得

(河村)先ほど、イギリスに居住する約450万の外国人は、生体認証式身分登録証明ICカードが強制取得ということでしたが。

(石村)仰せのとおりです。2007年4月2日から新装開店した、内務省の独立行政法人である査証・ビザ事務や在留許可事務を担当する「国境・出入国管理局(BIA=Border and Immigration Agency)」が担当します。今年(2008年)から、3ヵ月以上のイギリス滞在者には外国人登録証と兼用のIDカード取得が義務付けられます。現行の外国人登録証から生体認証式身分登録証明兼用のICカードに切り替える計画です。

(河村)やはり、狙いは「テロ対策」優先ですか？

(石村)IDカード法案を最初にまとめた前ブランク内務相は、当初から「テロだけでなく、不法就労、不法入国、なりすまし、組織犯罪などの対策にも役立つ」と言明しています。

(河村)けども、逆に、外国人を見たらテロリストとする風潮を助長しかねないわな。

(石村)人権団体からそうした声が出ています。

N I R 保有情報の官民相互利用

(河村) 繰り返しになるかも知れませんが、IDカード法では、収集された個人情報、各人の背番号(国家身分登録番号 = National Identity Registration Number)で、国家データベースであるN I R・国家身分登録台帳、いわゆる「国家ID管理センター」に格納される仕組みですよね。それで、N I Rに格納されている各人の個人情報は、「公益の必要性」に基づいて活用されることになっているとのことでした。

(石村) 仰せのとおりです。N I R・国家ID管理センターでは、各人の身分登録証明原票を情報処理して集約管理しています。しかも、“個人籍”簿といいますが、“個人情報口座”といいますが、背番号別に振り分けて管理しています。で「公益の必要性」がある場合、国や自治体の機関は、N I R・国家ID管理センターにある個人情報の照会ができます。

(河村) で、「公益の必要性」がある場合とは？

(石村) IDカード法によると、「公益の必要性」がある場合とは、(a) 国家安全保障目的、(b) 犯罪の防止、(c) 出入国管理・執行、(d) 不法就労の取締、および(e) 公共サービスの効率化、を掲げています(法1条4項参照)。

(河村) で、こうした必要性があれば、役所は、本人の知らない間に照会を行うことも可能なわけだ？

(石村) 市民団体やプライバシー専門家などは、自己情報のコントロール権や市民の私生活が役所に丸見えになると批判しています。ですから、イギリスのデータ監視国家基盤を整備するための法律であるIDカード法では、IC仕様のIDカードも重要なアイテムですが、N I R・国家ID管理センターの存在も重要なわけです。

(河村) 民間機関も、本人の同意があれば、N I R・国家ID管理センターにある個人情報の照会ができますよね？

(石村) 仰せのとおりです。例えば銀行か顧客の口座開設やクレジットカードの申込み、航空券購入などに際し、氏名や背番号で、N I R・国家ID管理センターに身元照会ができます。

(河村) この場合、顧客は、いわゆる“ホワイト情報”の照会ですから、同意するわな、当然。

(石村) 断れないでしょう。ですから、逆に、組

織犯罪などにとって、N I R・国家ID管理センターは、成りすまし犯罪の拠点、怪しげな情報屋の魅力的なターゲットになりうるわけです。

(河村) それから、民間事業者のアクセス履歴もN I Rの各個人の情報口座に保存されるわけだ？

(石村) 保存されます。こうしたN I Rに保存されたアクセス履歴は、内務大臣の指示があれば、情報機関や犯罪捜査機関には、本人の同意なしに提供されます。

(河村) 誰が自分の情報にアクセスしたのか、本人(情報主体)は、アクセス履歴の開示を求めることができますよね？

(石村) 原則としてできます。IDカード法(12条10項)、データ保護法(Date Protection Act 1998)~いわゆる個人情報保護法(7条)~に基づいて、開示請求ができます。ただ、データ保護法は、国家安全保障(28条)、犯罪および課税(29条)が関連する場合には、アクセス履歴の開示請求を制限することができるとしています。

(河村) 治安対策などを優先しているわけだ。それから、N I R・国家管理センターにある個人情報、本人確認情報の民間利用、民間機関のアクセスといえば、スウェーデンも認めていましたわな？

(石村) スウェーデン国税庁所管の住民基本台帳(S P A R = Swedish Population and Address Resister)も、公的機関が住民の基本的なプライバシーを管理して、濫用がないように管理する。個人情報の欲しい企業は、S P A Rからカネを出して買う・・・(石村耕治『納税者番号とは何か』(岩波ブックレット331)35頁以下参照)。こんな仕組みです。

(河村) そうでしたな。ということは、イギリスのN I R・国家管理センターも社会主義の考え方をベースにしているわけだわな。

(石村) 現在は、この歴史のある社会主義の道具も高度情報化の波を受けて再生し、電子住民登録台帳(e - S R A R)に進化しているようです

(<http://www.skatteverket.se/download/18.19b9f599116a9e8ef3680004590/717b04.pdf>)。ちなみに、イギリスの場合は、N I R・全国ID管理センターへのアクセスはタダです・・・。

(河村) この辺の問題は、テロや国際犯罪が多発するヨーロッパの現状で、よりタイト(強固)な住民監視システム導入へと動いており、市民的自由は後退を続けているとっていいわな。

(石村) 仰せのとおりです。N I R・国家ID管

理センターは、高度情報社会の“あだ花”と一笑にふしてはられないところです。

(河村) 例えば「不法就労の取締」に、生体認証式IDカードを使うとしたらどうなりますか。

(石村) 不法就労先は、実際、零細企業が多いわけですが。こうした零細企業のすべてが、外国人就労希望者の目の虹彩とIDカードに格納された本人の虹彩パターンとを照合できる読取機(スキャナー)を装備しないといけなくなります。

(河村) あるいは、あらゆる警察署にスキャナーを置いて、そうした就労希望者に警察に出向いて本人確認を受けるように求めるのですかね。

(石村) 詳細はいまだわかりません。イギリスのIDカード制の成否は、国家ID管理センター(NIR)への本人照会するための、“読取機(スキャナー)端末のネットワーク”の確立がカギとされています。

(河村) だけでも、読取機(スキャナー)端末を至るところに張り巡らすこと(読取端末ネットワークの環境整備)は、逆に、その濫用や、犯罪目的への転用に歯止めをかけられなくなるわな。

(石村) イギリスの人権団体は、そういった警鐘を鳴らしています。

(河村) 運用の仕方次第だろうけども、個人情報の垂れ流しとか、由々しい人権問題になりかねないわな。

「国家データベース」の死角

(石村) NIR・国家ID管理センターとイギリ

ス国内のすべての端末とリアルタイムでの接続には莫大なコストがかかります。で、プライバシーの“ホロコースト”ともいわれる、このNIR・国家ID管理センターがダウンしたときには、イギリス全体がダウンしかねませんね。

(河村) これは、わが国の住基ネットでも同じでしょう。ただ、住基ネットは自由な民間利用とかは想定していませんから、ダウンしても何とかマニュアルでやっていけるのですが。イギリスの国家データベースであるNIR・国家ID管理センターの場合は、いったんダウンすると国家の機能が停止状態になるんじゃないかな。

(石村) それから、NIR・国家ID管理センターから生体認証情報が漏洩した場合も大きな問題になります。

(河村) コード番号だと、変更すればそれで済みますが。虹彩とか、指紋は、それこそ唯一無二、変えることができませんから、厄介なのは当たり前だわ。

(石村) とくに、2007年10月に、課税庁(歳入関税庁)から大規模な個人情報の漏えいがあり、大問題になりました。財務大臣や歳入関税庁長官の辞任などにまで発展しました。この事件で、政府機関が、必要以上に国民の個人情報を収集・管理することに対して、世論は大きく動揺しました。

(河村) どういった事件でしたか？

(石村) 児童手当の事務を所管する歳入関税庁が2千500万人分の個人情報の入った電子媒体を移送中に紛失した事件です。この事件の概要をまとめてみると、次のとおりです。

英課税庁、大量の児童手当情報紛失で、財相、長官辞任
2500万人分の情報紛失、危惧されるなりすまし犯罪の多発

2007年10月に、イギリスの課税庁である歳入関税庁(HMRC=HM Revenue & Customs)が、保管するすべての児童手当(child benefit)データ、2,500万人分が入ったデスク2枚を紛失した。725万世帯の家族の個人情報も一緒に入っていた。

各児童の氏名、生年月日、両親の氏名・住所、金融機関口座番号、国民保険番号など、基本的な個人情報が全人口の4割ちかくにもおよぶ。原因は、歳入関税庁の職員は10月18日に、国家検査院(NAO=National Audit Office)の求めに応じて、2枚のデスクにダウンロードし、宅配業者TNTを使って送った。しかし、ニューカッスルからロンドンに送られた荷物が、11月8日になっても届かず、調査に結果、紛失したことがわかった。書留ではなく普通便で送ったこと、暗号処理をせずに誰でも開ける状態であったことなど、データ保護法令に違反することがわかった。

政府は、デスクが犯罪組織の手におち最悪の事態も想定している。ロンドン警視庁、HMRC、NAO、TNAは、必死デスクの行方を追っている。この事件の発生を受け、ダーリング財務大臣は、「国民の信頼を裏切った」として、引責辞任した。次いで、グレイ歳入関税庁官も辞任した。

ダーリング財相は、辞任に先立ち、国民に次のような注意を払うように求めた。

- ・国民は、自分の金融機関口座の“不常”な出入の動きをチェックすること
- ・電話や電子メールでの“不審な要求”があるおそれもあることから、注意すること
- ・金融機関は、顧客口座の動向をモニターし、子どもの名前や生年月日をパスワードに使っている場合には、早急に変更を求めること
- ・金融機関は、顧客に対して、なりすまし犯罪が身近に起こる可能性について、注意を喚起すること。

財務省の外局である歳入関税庁（HMRC）は、2005年に、内国歳入庁（Inland Revenue）とHM関税・消費税庁（HM Customs and Excise）が合体してできた組織。このときの、数千人のリストラを実施したことから、人手不足なども一因ではないかとの声もある。

また、児童手当データのようなセンシティブ情報を、分散管理型ではなく、大規模な集中管理型のデータベースの創設自体に大きな原因があるとの見方もある。子どもの権利を求める行動団体（ARCH = Action on Rights for Children）などの市民団体は、子どものデータに対するプライバシー軽視の結果であり、政府による子どもの人格権に対する虐待の典型例である、と非難している。また、パスワードは変更可能で金融犯罪は即座に防止可能でも、住所変更はほとんど不可能。むしろ、漏れた住所情報を使った子どもの誘拐事件の発生などに対する警戒の方が大事だと、政府の対策の不備を非難している。

生体認証式IDカードの信頼性

（石村）犯罪組織やテロリストが、国家ID管理センター（NIR）を狙った場合、あるいは他人の氏名などと自分らの生体認証情報を使って、IDカードを偽造した場合には、とりかえしのつかないことになります。

（河村）多分、電子署名、公開鍵などを使い、公的申請とか、そうした電子認証の分野では、偽造とかなりすましに対応できることも多いでしょう。ただ、単なる本人確認とかに偽造された生体認証式IC仕様のIDカードが使われる可能性は少ないと思いますね。

（石村）犯罪組織とか、テロリスト集団とかは、かなりの“資源”を持っていますから、あなどれないですね。

（河村）私もは、いまだ生体認証式IDカードの本当の怖さを知らないでいる状態なのかもしれませんね。それから、セキュリティを高めれば、高めるほど、国民のプライバシーは風化していく状態になるんじゃないかと思います。

（石村）登録証明・旅券局（IPSS = Identity and Passport Service）の前身、旅券局（Passport Service）が、2004年4月から年末まで実施した試行では、指紋で19%、虹彩で10%、顔面で31%の誤識結果が出たと報告されました（UK Passport Service, Biometrics Enrolment Trial Report 《May 299》）。

（河村）まだまだ確立された技術じゃないんだわな。

（石村）ハイテクに酔うのではなく、ローテクの再評価も大切なのかも知れません。

IDカード反対連絡会・NO2ID

（河村）ところで、イギリスでのブレア政権の「生体認証式IDカード制」導入計画に対する市民団体とかの抵抗の動きはどうか。

（石村）規模は相当大きいですよ。「ストップ、IDカード、データベース国家」を合言葉に、IDカード導入に抗議活動を続けている市民団体の連合体「IDカード反対連絡会・NO2ID」が組織されています。全国でアクティブな反対運動を展開してきています（<http://www.no2id.net/index.php>）。



IDカード反対連絡会・NO2IDが販売するTシャツ

（河村）イギリスは労働組合も強いし、アムネスティ・インターナショナルのような人権団体の発祥の地ですからね。

（石村）IDカード反対連絡会・NO2ID加盟の市民団体は、全国各地での集会を開いています。かなりの市民が参加しているようです。IDカード反対連絡会への各種市民団体の参加状況については、NO2IDのホームページ（www.no2id.net）

net/about/supporters.php)で見ることができます。市民団体や政党(自由民主党)、自治体などが反対連合に参加しています。ID法の全面施行が近づくにつれて、イギリス全土で地域集会在持たれています。

(河村)わが国の住基ネット反対運動の当時と状況が似ていますよね。

(石村)そうですね。法案が出てきた当初、ヨーク市、オックスフォード市、ノーウィチ市の市議会議員が国会議員や政府に質問状を出しました。ヨーク市、ノーウィチ市は、IDカード反対連絡会・NO2IDに加盟しました。双方の市は、市の給付行政にはIDカードの提示を要件としない旨を言明しました。また、法の範囲内で可能な限り、政府の生体認証式IDカード制には協力しないことを言明しました。

それから、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス(LSE)の教授団も、2005年6月に、政府のカード導入にかかる費用対効果分析のいい加減さを告発した320頁にも及ぶ報告書『身分登録計画(The Identity Project: An Assessment of the UK Identity Cards Bill and Its Implications)』(<http://identityproject.lse.ac.uk/identityreport.pdf>)を公表しました。

(河村)どんなことを指摘したのですか?

(石村)カードの発給には1枚あたり300ポンド(6万円程度)の費用がかかることや、5年に一回の更新でも膨大な費用がかかることを指摘しました。

(河村)導入コストや運用コスト見積の甘さですね。どこの国でも、役人は勝手にこしだめの数字で自分らに都合のよいものをつくるもんですわ。

(石村)仰せのとおりです。

(河村)本当に、わが国での住基ネット導入時の状況に似ていませんか。

(石村)ということは、役所には勝てないということですか(笑い)。

まあ、イギリス議会下院の解散でいったん廃案になったのですが。結果的には、成立しましたからね。

(河村)総選挙ではブレア労働党政権が勝利して続投が決まり、再提出されたID法は2006年3月30日に成立したわけですね。【ID法成立までのプロセスは別稿(25頁以下)参照】

官僚内閣制で役人はやりたい放題

(石村)それもそうですが。むしろ、英首相ブレアの「生体認証型電子収容所列島化」構想が、いずれはわが国にも飛び火してくるのではないかと危惧されます。

(河村)対岸の火事とは言ってはいただけませんね。わが国の総務省とかの役人は、住基カードの「なりすまし」対策を口実に、「生体情報認証式」の採用に向けて裏でやりだすでしょう。

(石村)当然、連中は、じっとイギリスの動きを注視していますよ。

(河村)石村代表がイギリスの現状について端端と話されますから、危機意識が薄れます。けれども、相当危ない構想ですよ。第一、こうした生体認証情報を国家が採取し、一元管理することが「倫理」的に許されるのですかね。

(石村)同じ疑問を持っています。それこそ「人格権の保護」の観点から大きな疑問を感じます。やはり、生体認証情報の国家管理については、原点に立ち返って考える意味でも、指紋押捺拒否の闘いを過去の問題にしないで、ちゃんと整理、評価しないとイケないと思います。

(河村)わが国のICカード産業、生体認証型ICカードの研究開発をやっている企業が、手具罨を引いているわな。

(石村)こうした動きを座視していると、わが国の住基ネットによる国民をデータ監視するシステムが、現在の「背番号」+「ICカード」に加え、「生体認証情報」にエスカレートしていくのは必至でしょう。政治に役人をしっかりとコントロールして欲しいですね。

(河村)先ほど話したように、長いものには巻かれる式の国会サラリーマンが多勢の現状ですから、何とも……。私は戦いますが。

(石村)ともかく、住基カード、ジョブカード、社保卡と、役所とIT企業、御用学者連中が、産官学で国民のプライバシーを食い物にわけのわからないさまざまな公共工事を次から次へと画策するわけです。血税のムダ遣いをするのを何とかして欲しいと思います。政治家は、役人の手先にあるのではなく、役人をちゃんと監視して欲しいところです。

(河村)審議会を立ち上げ各省庁間の調整が終われば、役人主導で政策は一丁上りの「官僚内閣制」の大改革、政治主導をどう確立するかは、

大事なポイントだと認識しております。

(石村)イギリスなどでは、一般からの意見を徴収するには「意見公募/公開諮問 (public consultation)」手順を使います。審議会を使う仕組みになっていないからです。

(河村)ところが、わが国では、役人が隠れ蓑にできる審議会がある上に、一応意見公募手続まで制度化しています。けれども、意見公募はいまや完全に形骸化してしまっていますわな。

(石村)社保カードの例を見ても、意見公募はやっているけど、応募期日すらわけがわからない状態です。まるっきり、役人は、市民の目など気にもしてないわけです。手続を踏んだという、“アリバイ”が要るだけです。

(河村)やはり、政治が政策を決めないといかんですね。御用審議会は廃止し、意見公募手続を適正化、透明化して、所管役所がそうした意見を政治が決めた政策にどう反映させたか、立法府直属の第三者影響評価を実施する仕組みをつくらんといかんですね。

(石村)いまの会計検査院は、憲法で保障された独立した機関ですから、廃止するわけにはいかないでしょうけど。ここの改革を含め、何か抜本的な手立ては必要ですよな。

(河村)私が総理になったら、徹底した改革ができるんですが(笑)。

社保カードは必ず大化けする

(石村)わが国の社保カード制では、住基コードあるいは新規の社保番号、カードの整理番号(識別子)、基礎年金番号、いずれの番号コードをマスターキーするかはいまだはっきりしません。

(河村)役所は煙幕を張っているわな。

(石村)しかし、はっきりしていることは、住基で頓挫したデータ監視国家基盤の3点セットの1つであるマスターキー・カードづくりに必死です。

(河村)マスターキーを搭載できる“箱”であるICカードをつくらうというわけだわな。

(石村)そうです。これができれば、国民にマスターキー・カードを提示させ、官民さまざまな機関に設けられたデータベースに蓄積されていく各人の一生涯のプライバシーを、国家が“分散集約管理”する途も拓けるからです。

(河村)まさに、厚労省は、連中が言うように「さしあたり、年金手帳、健康保険証、介護保険

証」をターゲットとしているだけだわな。その後は、あらゆる公共サービスや民間のサービスにも広げていく魂胆だわな。

(石村)それこそ、厚労省が現在検討している「国民の健康情報データベース」は“分散集約管理型”のナショナル・データベース総体から見れば、ほんの一部なわけです。

(河村)現時点では、国や自治体、さらには民間機関が、各人のマスターキー・カードを提示させるか、自らが手中にしているマスターキーで、官民様々なデータベースに分散格納されている国民の健康情報、生体情報に対し、自在にアクセスできるようにしようというわけだ。

(石村)いうなれば、各人を検査しなくとも、簡単に徴兵用の赤紙発行ができる仕組みを目指そうというわけです。

DBは「分散集約管理型」主流の時代に

(河村)データベース(DB)の考え方自体が、変わってきているから、マスターキー・カードがますます重みを増しているんでしょう？

(石村)そうですね。DBの考え方自体が、集中管理型のメガデータベースから、さまざまな機関に分散して所在するデータベースのマスターキー(背番号)を使って集約管理する“分散集約管理型”のデータベースに変わってきました。とくに、インターネットの発達に伴い、1箇所に集中管理型のメガデータベースを置く必要がなくなってきました。

(河村)セキュリティ対策上も、集中管理型のメガデータベース(DB)は危険がいっぱいだわな。

(石村)そうですね。一方で、“分散集約管理型”で各所に設置された無数のDBを接続する背番号“マスターキー”は、犯罪者の手に落ちると手が付けられなくなるわけです。

(河村)“マスターキー”のセキュリティをあまりいい加減に考えてはいけませんね。それに、マスターキーを手中にしている国家が、究極のプライバシーである国民の健康情報に無制限にアクセスできる仕組みをつくることは、怖いことだわな。

(石村)そうです。厚労省の役人が「さしあたり、年金手帳、健康保険証、介護保険証」をターゲットとしている現段階でも、これは重い課題です。

(河村)これが、健康情報だけでなく、公共サー

ビス情報、金融情報、教育情報等々、へ広がっていきとしたり、これらすべてのデータベースをマスターキーで管理することは危険だわな。不便でも、別々の番号キーで管理しないとイケないわな。

(石村) ナチスの侵攻を体験した諸国では、国家データベースを構築するにしても、こうしたセンシティブ情報が敵の手に渡る前に破壊できる仕組みを組み込んでいるとも聞きますからね。

(河村) 確かに、各種公的保険を媒介に国家が個人の健康情報に關与することと、国民のプライバシーを守ることを、どうバランスをとるか、政治レベルではほとんど議論がないわな。

(石村) とくに社保カード制では、民間の医療、介護機関とかも、マスターキー・カードで各地に分散しているどのデータベースにアクセスできることになるわけです。健康情報の垂れ流しや濫用、民間の保険会社が保険の加入にそうした遺伝子情報を含む健康情報をアクセスさせるといって要求を出してきかねません。

(河村) よ〜く注意して見てないといけませんね。
(石村) 政争に明け暮れしている大多数の政治家を横目に、狡猾な役人が、いつの間にか、マスターキーに住基コードを使い、住基コードのなし崩し的な民間利用にも途を拓くにではないかと懸念しています。

(河村) 実際、こうしたマスターキーの自由な民間利用が“成りすまし犯罪天国”をつくるわけで、今、アメリカの議会では、社会保障番号(SSN)の汎用をどう規制するか悩んでいるわけです。わが国の役人は、反対車線を逆走しようという発想だわな。

(石村) マスターキーを格納したICカードの自由な民間利用をいったん認めると、いかにセキュリティのハードルを高くしても、個人情報の垂れ流しを完全防備するのは至難の業です。ですから、汎用のマスターキーを搭載することのできる“箱”である社保カードを認めること自体に慎重でなければならぬわけです。

役人の“罨”にストップをかけるには

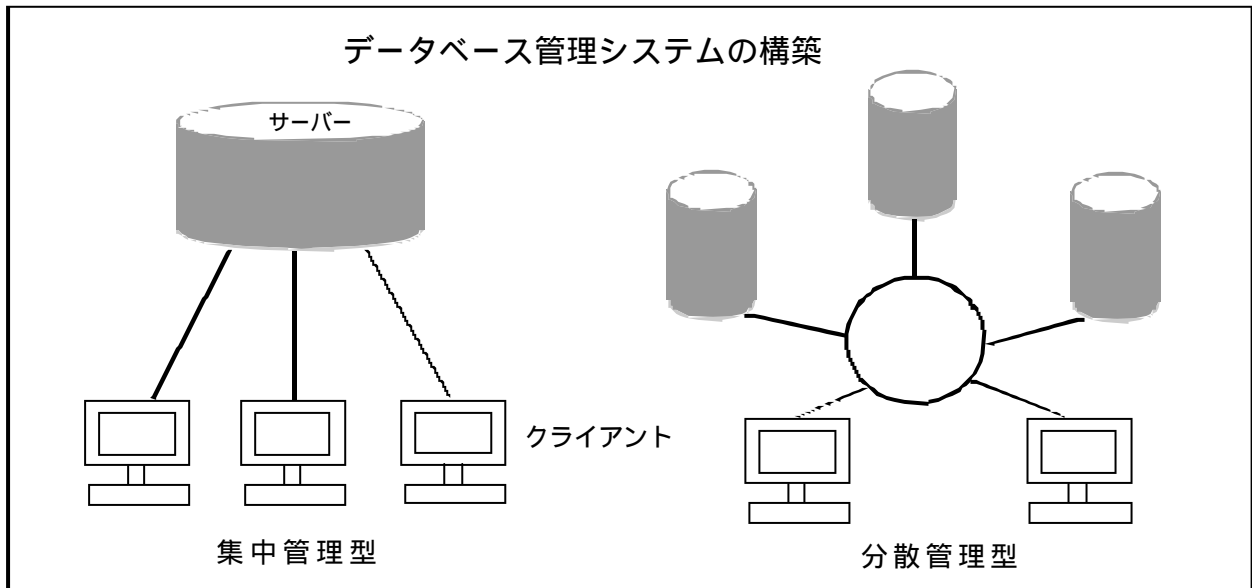
(河村) わかります。では、役人とどう闘ったらいいか、戦略を指南してください。社保カードについては、市民団体サイドでも、どう戦っていいか悩んでいるようですから。

(石村) 社保ネットに反対する組織は、医療現場が混乱するとか、カードを交付する市役所の現場が大変だとか、保険証のICカード化のような矮小化された議論に翻弄されてはならないですよな。

(河村) 人権保護の視点に立ち、もっと本質に迫った「国内版パスポート」反対論を展開しないとイケないわな。

(石村) それには、やはり、“政治”が、“健康保険証、年金手帳、介護保険証、雇用保険証”の一体化にストップをかける必要があると思います。これにより、「社保カード」が「国内版パスポート」ではない、あるいは「マスターキー・カード」になり得ないように歯止めをかけないとイケません。

(河村) それから、お年寄りには、ある程度の大きさの紙媒体も保険証の方がいいわな。ICカー



ドが、紙媒体かを、被保険者に選択させる。これが一つの歯止めになるでしょう。

(石村)ともかく、社保カードの狙いは、住基ネットで頓挫した“全員にマスターキー・カード”を持たせ、データ監視国家基盤を完成させるということですから。それを阻止する政策提言が必要です。

(河村)まあ、医療機関は独自の磁気カードを発行していますからね。患者が紙の保険証を持ってきても、そんなに不都合はないわな。

(石村)厚労省は、「カードが利用できない状況下でどうする」といった議論をしています。しかし、そもそも全員に汎用カードを持たせようとするから、落したり、失くしたり、盗まれたりした場合、問題が大きくなるわけです。

(河村)すべてを1枚のICカードに集約するのも、そのカードを紛失したら命にかかわることにもなる。これはダメだわな。

(石村)それから、連中は、「出生時にカードを発行するのはどうか」とかまで議論しています。

(河村)この辺も連中の独断、何を議論しているのか、頭を冷やして考えないといけないわな？イギリスのIDカード制とは違うはずなんだから。

(石村)役人はやりたい放題です。政治が主導しないから、「保険証のICカード化」論議が、いつのまにか“全員に身分登録証明(ID)カードを”の論議にすりかわってしまっているわけです。生体情報認証カードにすすむことすら危惧されます。

社保カードのゆくえは、やはり政治が決めないと

(河村)先ほどもふれましたように、生体認証(バイテク)技術は、指紋認識の他に、顔面(人相)認識、眼球(虹彩・網膜など)認識、声紋認識などと実にいるいろいろです。ただども、バイテク技術は、国民の人権にもどえらい影響を与えますからね。にもかかわらず、ほとんどオープンな議論がされていないですよね。

(石村)仰せのとおりです。

(河村)いろいろな生体認識技術の幅広い利用は、この社会に多大な影響を及ぼすのは確実です。確かに、企業の営業の自由も守らなきゃならんでしょう。

(石村)とはいっても、自由に移動する権利や匿名の行動する自由など、いわゆる“ひとりにして

置かれる権利”を守ることは、自由社会の根本の問題です。

(河村)仰せのとおりですわ。民間セクターではなく、公的セクターでバイテク情報を本人確認に使うかどうかを役人が決めてはいけませんわ。

(石村)こうした議論が、政党ではまったく行われていないですよね。政争に明け暮れているだけで・・・。

(河村)いわれるとおりです。ほとんど役人任せ。まるで他人事で、議員立法も今ひとつですわな。

(石村)わが国と同様、イギリスも“政策は役所が独占”している典型的な国の一つです。IDカード法も、政府立法で、内務省が仕上げました。こうした政府立法一辺倒の国では、国民の人格権の生殺与奪の権限を役人が握っています。

(河村)マニフェスト(政権公約)とかの母国ですから、政治家が政策の大枠を決め、役所が具体策を煮詰める仕組みになっているんでしょう？

(石村)そうですね。こういう意味では、政治主導はわが国よりは確立しているとはいえませう。

が、役人が決めた政策をすすめるのが与党の存在のような状態です。イギリスは議員内閣制、大統領制ではないですから、評価は難しいところもあります。

(河村)まあ、少なくともわが国の“官僚内閣制”とは違うんでは？ともかく、わが国の政治家も多くは、市民運動どころか、まともに勤め人になった経験すらない世襲、あるいは高給取りのサラリーマン貴族ですから。“貴族院”(笑い)。

(石村)確かに、今の政治家諸氏、猿芝居さながらで、パフォーマンスにだけは立派。住基ネットとか、社会保障カードとかには、“君子危うきに近寄らず”。猿回しをしている役人が高笑いしている・・・。

(河村)言われるとおりです。政治家が猿回しの指示に従って猿芝居を演じているようじゃおしまいですわ。ともかく、わが国の役人が想定している「社会保障カード」構想が、イギリスの「IDカード」と、同じ基盤にあることがよくわかりました。市民運動が盛り上がらないと、マスコミも盛り上がりず、政治も動きづらいわけです。その辺も、考えてください。

(石村)わかりました。河村相談役、社会保障カードの問題、よろしく願います。政治の出番です。お忙しいところ長時間にわたり、ありがとうございました。

イギリスの 身分登録証明(ID)カード法審議プロセスを読む

イギリス議会での立法過程の基礎知識

PIJ 社会保障カード問題検討委員会

イギリスの「身分登録証明(ID)カード法(Identity Cards Act 2006)」成立までのプロセスを簡潔にまとめてみると、次とおりです。

- ・イギリスでは、2003年11月11日に、当時のブレア政権の内務大臣が眼球の虹彩、指紋および顔面認識を組み込んだ生体認証式「国家身分登録証明(ID)カード(National ID Cards)」制度導入プランを発表(CNNニュース41号9頁以下に詳報)。
- ・その後、2004年4月26日に、内務省が、意見公募/公開諮問(public consultation)のための報告書「身分登録証明カード立法(Legislation on Identity Cards: A Consultation)」を公表。また、この報告書の一部として、「身分登録証明カード法草案(Draft Identity Cards Bill)」を公表。
- ・IDカード制度導入政策に対する意見公募手続を終えた後、2004年11月24日に、政府は、最初の「IDカード法案」(Identity Cards Bill)を、議会に提出。
- ・同法案は、2005年2月10日に議会下院での審議を終え、同3月21日に上院第二読会での審議に入った段階で、4月11日に議会下院の解散、総選挙に突入し、廃案。
- ・労働党は、総選挙に向けた政権公約の中に、生体認証式の身分証カードの導入を明記。
- ・労働党は総選挙で勝利し、2005年5月25日に、新議会開会式の女王の演説において、成立をさせる法律の一つに、身分証カード法を列挙。
- ・2005年5月25日には、政府が、再度「IDカード法案」(Identity Cards Bill)を、議会下院に提出。内容的には、前議会で廃案になった法案とほぼ同じ内容。
- ・下院、その後上院、各院の修正案の繰り返しの審議を経て、2006年3月30日に女王の裁可を得て、「IDカード法(Identity Cards Act 2006)」は成立。

このIDカード法は、労働党政権が仕上げた政府提出法案です。総選挙前、当初の法案の下院の審議では、野党の保守党ははっきりした賛否の態度を保留しました。一方、同じ野党の自由民主党は、市民的自由に抵触する法案であるとして反対しました。第二読会と第三読会段階では、与党の労働党からも19人の造反議員が出ました。

なお、現在、保守党は、IDカード廃止に大きく政策転換しました。次の下院総選挙で保守党が勝利すれば、IDカードは廃止されるものと思われます。

イギリス議会での法案審議

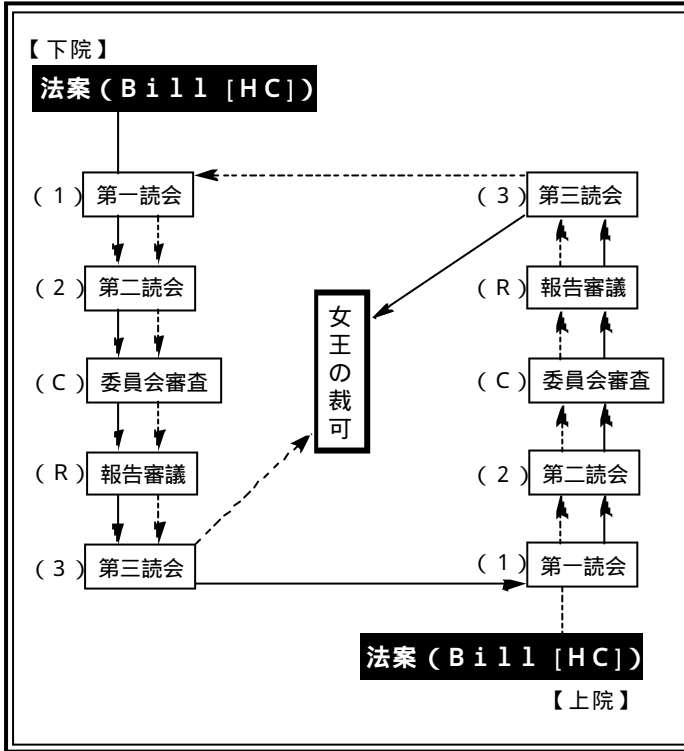
読者の中には、イギリス議会の法案の審議プロセスについてももう少し知りたいという人もいると

思います。

イギリスは、「本会議(読会)中心主義」をとっています。以前はわが国も、イギリス議会と同様に「本会議(読会)中心主義」をとっていました。戦後は、アメリカ連邦議会と同じく「委員会中心主義」をとっています。したがって、委員会審査を中心としているわが国と異なり、イギリス議会で法案は、本会議(読会)で審議します。イギリスにも委員会はありますが、いわゆる「常任委員会」ではありません。ほとんどの法案は政府提出法案です。議員提出法案もありますが、ほとんど成立していないのが実情です。

イギリスの場合、法案には、下院先議のものと、上院先議のものがあります。イギリス議会での立法プロセスは、図にすると、次のとおりです。

立法過程（法案から法律になるプロセス）



イギリスのPC（公開諮問・意見公募）
 手続とは

イギリスでは、租税政府立法や租税行政立法に先立ち、重要な素案に対しては、利害関係人（stakeholders）からの意見集約をねらいにパブリックコンサルテーション（PC = Public Consultation 意見公募 / 公開諮問）を求める仕組みが整備されています。

ちなみに、アメリカや、その影響を受けてつくられたわが国の意見公募（PC）制度では、「パブリックコンサルテーション」という言葉ではなく、「パブリックコメント」という言葉を使っています。



英国国会議事堂（ビッグベン）【public use】

イギリスにおける立法手続における特徴は、広く国民・納税者の声を吸い上げるために、いわゆる「素案に対するパブリックコンサルテーション（PC、意見公募 / 公開諮問）」制度、いわゆる「法案PC」の仕組み、が整備されてきていることです。すでにふれましたように、イギリスでは、「コンサルテーション（consultation）」という言葉を使っています。

この点について、日本では、広く各界からの声を吸い上げるということで、政府提出法案などを検討する場合にはその法案を所管する役所（省庁）は、「審議会」を立ち上げる手法が用いられています。審議会は、役所の「隠れ蓑」とやゆされるように、委員の人は役人が行い、その役人の手の中で踊らされて偉くなっているような気分になれる「識者」が選ばれるのが常です。「社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会」も、そうした審議会の一つです。

このように政府提出法案では、審議会での検討、さらには各省庁間の調整が終われば、役人主導で政策ができあがるわけです。派手なパフォーマンスでも何でもやっていったん国会議員になれば、党議拘束、役人がお膳立てした手順に従ってシャンシャンしていれば、何とか務まるわけです。こうした役人主導の政治制度を「官僚内閣制」と呼びます。官僚内閣制とは、「政治主導」の「議員内閣制」と対峙する意味で使われる造語です。

この点、「政治主導」のイギリスでは、各政党は、「マニフェスト（政権公約）」で政策の大枠を選挙民に明らかにし、役人がそれを法案に仕上げて行くという手法がとられています。また、そうした政策や法案に対する国民や各界から多様な声を吸い上げるために、審議会は活用されていません。代わりに、「意見公募 / 公開諮問（public consultation）」手続を使います。

ところが、わが国では、審議会がある上に、一応、意見公募手続も制度化されています。しかし、意見公募はいまや完全に形骸化してしまっています。社保卡の例を見てもわかると思います。厚労省は、意見公募はやっていても、応募期限すらわけがわからない有様です。手続を踏んだという、「アリバイ」づくりだけです。政策づくりを、政治主



ブラウン英国首相【public use】

導に切り替えると同時に、御用審議会を原則として廃止し残る審議会についても委員の人事を公募や第三者によるかたちに切り替え、PC手続を透明化・適正化し、もっと国民に身近なものに改革する必要があります。また、寄せら

れた意見の評価制度を整備する必要があります。

イギリスの場合、IDカード法の例では、まず、労働党はマニフェスト（政権公約）でこの政策をすすめる旨を明らかにしました。内務省は、IDカード法案を仕上げるに先だち、『身分登録証明カード立法：諮問（Legislation on Identity Cards: A Consultation）』（2004年4月）を公表し、意見を募集しました（<http://www.homeoffice.gov.uk/documents/2004-cons-identitycards?view=Binary>）。

意見公募／公開諮問手続では、誰でも、自分の

意見を、文書媒体による郵送、または電子媒体で内務省のHPを通じて提出することができます。

一般に、重要政策に関する法案の場合、法案化する前に、提案の趣旨や利害がからむ要点、それについての所管省庁の見解をまとめた『緑書（グリーンペーパー～Green Paper）』が公表されます。また、公開した諮問内容に寄せられた意見を受けて、所管省庁は修正案を作成します。これは、『白書（White Paper）』と呼ばれます。議員にも配布されます。

イギリスでも、かねてから、PC、意見公募／公開諮問の手続の透明度をあげることが重い課題とされていました。

2000年11月1日に、内閣府（Cabinet Office）は、意見公募手続の効率化と利便性の向上をねらいに、『文書による意見公募に関する業務規程（Code of Practice on Written Consultation）』を公表しました。各省庁が命令・規則等の制定を含む法規素案に対する利害関係人を含む国民、各界から意見を募集する期間を最低でも12週間に拡大するなどの改善を加え、市民参加をより容易にするねらいから、次のような基準がつけられました。

文書による意見募集に関する業務規程（仮訳）

1.1	この規程に盛り込まれた基準は、資料が電子形式であるか文書形式であるかを問わず、イギリスにおけるすべての国の意見公募に対して適用されるものとします。
1.2	この基準は、国以外の意見募集に対しても適用が考えられます。
1.3	この基準は、法的拘束力を持たないと同時に、制定法その他強制力を持つ外部的な義務（例えば、欧州共同体法に優先することはありません。しかし、この基準は、担当大臣が適用除外を必要とした場合を除いて、イギリスの省庁を拘束するものとします。
1.4	この基準は、適用除外の場合の理由、不適用の確認を含め、意見募集資料の中に必ず記載しなければならないものとします。
1.5	政策（立法を含む）の立案またはサービス開始にあたっては、意見募集の期間が必ず記載されるものとします。この場合、各々の段階で、十分な期間が確保されなければならないものとします。
1.6	だれが意見を募集しているのか、質問案件、意見募集期間および募集目的が明確にされなければならないものとします。
1.7	意見募集資料は、できるだけ簡潔明瞭なものでなければならないものとします。意見募集資料には、概要、意見を求めている主な案件を含め、長くとも2頁以内に収まるようにしなければならないものとします。意見募集資料は、読者が、できるだけ容易に応募、連絡または苦情申立てができるようにつくられていなければならないものとします。
1.8	資料は、利害関係を有するあらゆる団体や個人の注目を効果的に引くように電子手段（その他の手段を排除する意味でない）を十分に活用し、できるだけ幅広く入手可能なかたちでなければならないものとします。
1.9	利害関係を有するあらゆる団体が熟考した上で意見を寄せられるように、十分な期間が確保されるものとします。意見応募のための標準期間として最低でも12週が確保されなければならないものとします。

1.10	寄せられた意見は、慎重かつ偏見なしに分析されなければならないものとし、かつ、分析結果は、評釈の説明およびその結果にいたった理由を含め、広く公開されなければならないものとします。
1.11	各省は、意見募集コーディネーターを任命し、意見募集をモニター・評価し、そのコーディネーターの気づいた点を公表しなければならないものとします。
1.12	この業務規程に関し、詳しい情報が欲しい人は、内閣府から入手することができます（ www.cabinet-office.gov.uk/servicefirst/index/consultation.htm ）。
1.13	この意見公募手続に関して苦情のコメントをしたい人は、下記へ連絡して下さい。 【連絡先】 氏名 ×××省 住所 Eメールアドレス

もちろん、こうした措置を講じて、なお募集主体である役所が一般国民と同じ目線にないのではないかということで、その姿勢が問われています。とりわけ、役所は「意見公募／公開諮問（パブリックコンサルテーション）は専門的な意見の募集」にあるという認識をいまだ一歩も踏み出せていない、と批判されています。また、役所は、細部にわたる法案の調整については、一般市民や関係者などが下院議員に対するロビイング・手直しのための陳情を通じてこれを行う方が、代議制の趣旨にかなっていると見ている節もあるのではないかと批判されています。

確かに、イギリス議会における立法手続は、役所（行政）に丸投げの国とは異なり、綿密に行われています。第一読会、第二読会、第三読会と、繰り返し一条、一条、逐条でディベート（質疑討論）される仕組みになっています。最終的には、原案とは大きく異なる内容になることもしばしばです。

総選挙後の身分証明証カード法案 審議プロセス

2004年11月24日の最初の「IDカード法案」（Identity Cards Bill）は、議会解散で、いったん廃案になりました。労働党は、総選挙に際して出した政権公約（マニフェスト）で、選挙で勝てばIDカード法案を再提出する旨を明記しました。（一方、野党の保守党は政権公約ではこの法案について態度を留保しました。もう一つの野党の自由民主党は、政権公約で反対を打ち出しました。）総選挙は労働党の勝利に終わったものの、与党の労働党と全野党との

総議席差は160から67に縮減しました。

労働党は、総選挙で勝利した後、2005年5月25日に、議会下院にIDカード法案を再度提出しました。その後の法案成立までの経緯は次のとおりです。

再提出されたIDカード法成立までの経緯

05年05月25日	下院第一読会
05年06月28日	下院第二読会
05年07月05日 ～07月21日	下院委員会審査
05年10月05日	下院動議、下院報告審議、第三読会
05年10月19日	上院第一読会
05年10月31日	上院第二読会
05年11月15日 ～11月23日 ・12月12日～19日	上院委員会審査
06年01月16日	上院報告審議（1日目）
06年01月23日	上院報告審議（2日目）
06年01月30日	上院報告審議（3日目）
06年02年06日	上院第三読会
06年02月13日	上院修正案の下院審議
06年03月06日	下院修正案の上院審議
06年03年13日	上院修正案の下院審議
06年03年16日	上院修正案の下院審議
06年03年20日	下院修正案の上院審議
06年03年21日	上院修正案の下院審議
06年03年28日	下院修正案の上院審議
06年03年29日	上院修正案の下院審議
	下院修正案の上院審議
	上院修正案の下院審議
06年03年30日	女王の裁可、成立

Q&A イギリスの身分登録証明 (ID) カード制 “ただのIDカード”とはまったく違う

PIJ 社会保障カード問題検討委員会

Q イギリスのIDカードは、会社や学校が配っているような、ただのIDカードではないとのことですが！

—— イギリスのIDカード制は、外国人登録証のようなカードを持たせて、職質にあったときなどに警察官とか入管職員とかに提示するという単純な“通行手形”ではありません。データ監視国家に必須の“3点セット”で、イギリスに居住する人全員を徹底的にデータ監視しようという仕組みです。

(d) その他の本人の生体認証情報
個人情報：(a) 個人の身元〔氏名、その他通称、性別、生年月日・出生地、死亡年月日、本人と確認できる外見的な特徴〕、(b) 連合王国（イギリス）内の主たる居住地の住所、(c) 主たる居住地以外のすべての居住地の住所、(d) イギリス内外の以前の住所、(e) イギリス内外の異なる場所に居住していた期間、(f) 現在の居住資格〔国籍、イギリスに在住する資格、居住資格が出入国の承認に由来する場合にはその在留条件〕、(g) 以前の居住資格、(h) 身分確認

〔図表1〕 イギリスのデータ監視国家3点セット

背番号 + 生体認証情報	各人に背番号（国家身分登録番号・NIRN = National Identity Registration Number）の付番と、各人の眼球の虹彩、指紋および顔面認識のような生体認証情報を収集。
IDカード	背番号 + 生体認証情報を格納したIC仕様の「IDカード」の発給、官民さまざまな機関での本人確認に使用。
国家ID管理センター	各人の背番号 + 生体認証情報を含む50項目にもおよぶ基本情報をコンピュータ化された「国家身分登録台帳（国家ID管理センター・NIR = National Identification Register）」で集約管理。官民の機関からの照会要請に応じて、本人確認および公益目的で幅広く活用できる。

目的で配布される番号情報・これに関連する書類〔ただし、データ保護法で収集が禁止される人種、政治信条、宗教、健康、性癖、犯歴などのセンシティブ情報は除外される〕、(i) 登録台帳に記録された本人情報の提供先に関する情報、(j) 本人からの情報開示請求歴

Q イギリスのIDカード制では、どのような個人情報を国家管理することになるのですか？

—— イギリスのIDカード制では、カードの登録申請段階で当局（身分登録証明・旅券局、出入国管理局など）に提供し、国家身分登録台帳（国家ID管理センター・NIR）で管理する各人の情報は、次のように、50項目にもおよびます。
本人確認情報：(a) 本人の頭部と肩も入った顔写真、(b) 本人の署名、(c) 本人の指紋、

こうした個人情報は、それらをバックアップする証明資料とともに情報処理され、国家ID管理センター・NIRにある各人の背番号（NIRN）で振り分けられた情報口座に記録されます。登録した人は、登録申請時に申告した自らの情報に変更があれば、当局へ届け出なければいけません。

イギリス人であることをやめるかあるいは死亡するまで、外国人はイギリスを去るまで、こうした義務が課されるわけです。また、当局は、必要だと思ふ場合には、官公署等の強力要請を含め、独自に身元調査もできます。

国家ID管理センター・NIRでは、各人の一生涯の変更情報も管理することになります。死後ないし、外国人はイギリス出国後も、各人の情報はNIRから消去されません。

また、官民さまざまな機関のデータベースでは、各人の個人情報、登録時に当局から各人に発給された“マスターキー”ともいえる背番号(NIRN)を使って分散管理されます。各人の自己情報のコントロール権は霧散してしまうのは目に見えています。

Q イギリスのIDカードは、段階的に導入されるようですが、その工程を教えてください。

—— 2006年4月に新装開店した、内務省省所管の独立行政法人である「身分登録証明・旅券局(IPS = Identity and Passport Service)」、2008年3月に「国家身分登録スキーム実施改革2008 (National Identity Scheme Delivery Plan 2008)」を公表しています。この資料を読むと、今後のIDカード制度の導入工程などがわかります(本号5頁参照)。

Q イギリスのIDカード制では、IDカードの提示を受けた当局とか業者が、読取機(スキャナー)で本人確認でき、国家ID管理センター(NIR)へも直接本人照会ができるのですか？

—— イギリスのIDカード制では、現実空間(real space)での取引や法律行為の場合には、政府機関や民間機関は、取引等の相手方に対して、IC仕様のIDカードの提示を求め、読取機(スキャナー)で、本人がかざした指紋等の生体情報を読み取り、同時にIDカード内容を読み取り本

人確認をする仕組みになっています。また、必要な場合には、国家ID管理センター(NIR)へアクセスし、本人照会することができる仕組みになっています。

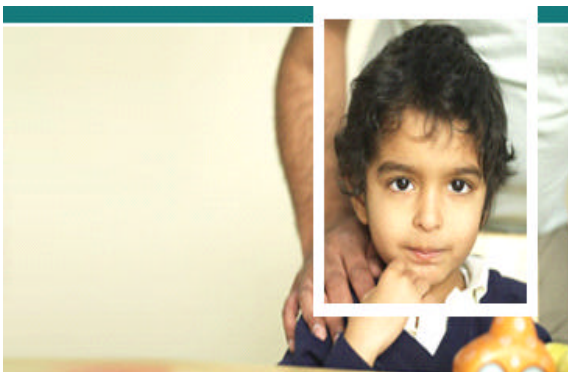
したがって、このイギリスのIDカード制は、現実空間(real space)での取引や法律行為の場合には、IC仕様のIDカードの普及に加え、指紋など生体認証情報とICカード内容の読取のため、さらには国家ID管理センター(NIR)への本人照会するための、“読取機(スキャナー)端末のネットワーク”の確立がカギとされています。しかし、読取機(スキャナー)端末を至るところに張り巡らすこと(読取端末ネットワークの環境整備)は、逆に、その濫用や、犯罪目的への転用に歯止めがかからなくなると警鐘が鳴らされています。

ちょうど、わが国の住基ネットでの指定情報処理機関(中央センター)に格納された情報に対し自治体のどこの端末からもアクセスできるのに加えて、さらに民間企業のどの端末からもアクセスできるようになったとしたらどうでしょうか？今イギリスでは、わが国住基ネットの指定情報処理機関に相当する国家ID管理センター・NIRへ、官民の幅広い端末からアクセスできるようにしようということですから、その危うさがよくわかると思います。わが国厚労省の社保卡構想でも同じ問題があります。

一方、イギリスのIDカード制において、パソコンとインターネットを使った電脳空間(cyber space)での取引や法律行為の場合には、生体認証式、IC仕様のIDカードを使っても、本当に本人なのか確認は至難といわれています。“成りすまし犯罪”、“個人情報の垂れ流し”、“ハッカー”の温床になるのは必至と見られています。

いずれにせよ、生体認証情報式、IC仕様、背番号が格納されたIDカード読取端末システムがイギリス中に縦横無尽に張り巡らされたあかつきには、IDカード制は、国家ID管理センター・NIRを頂点とした官民あらゆるデータベースで分散管理されたあらゆる個人情報にアクセスできる“一生涯監視(lifelong surveillance)装置”に大化けするわけで、市民的自由の保障の観点から座視してはられない大問題である。

Q イギリスのIDカード制は、人権侵害的な装置だと思いますが、人権団体などは批判してないのでしょうか？



身分登録証明・旅券局(IPS)HPより

—— イギリスのIDカード制では、国家が50項目にもわたる個人の広範なプライバシーを収集・管理する国家ID管理センター・NIRが置かれています。政府が、こうした広範な個人情報をNIRに収集・管理し、公有化し、生涯監視（lifelong surveillance）すること自体が、市民的自由を侵害する行為と批判されています。

また、このNIRに対し、官民にわたる広範な端末からのアクセスが可能であり、NIR自体が自由権侵害的な装置である、と批判されています。確かに、IDカードの提示を取引の前提条件にしてはならないといった程度の規制はありますが、取引を必要以上に阻害しないようにしようという配慮から、IDカードの民間利用に厳格な制限を加えていません。しかも、プライバシー保護措置が甘いことから、IDカード制はきわめて危険かつ権利侵害的な装置といえます。

とりわけ、NIRへの本人確認照会制度は、家庭内暴力や借金の強引な取立などさまざまな問題を抱えて逃げている人などにとっては、過酷な仕組みになる可能性が高いことが指摘されています。なぜならば、逃げている人にも住所等の変更情報の届出義務があり、執拗な追跡者が端末からNIRにアクセスして、変更情報を入手し、所在追跡・確認に使う可能性があるからです。同じく、イギリスに政治亡命している人などがテロリストの餌食となる可能性も高く、その危険性が指摘されています。

Q イギリスのIDカード制は、生体認証技術など新技术を採用し、スケールが極めて大きいのですが、安全性やコストは大丈夫なのでしょうか？

—— このIDカード制に対しては数多くの不安さが指摘されています。はじめからこうした大規模なスケールで実施するのは無茶だとの指摘が多いのも事実です。裏返すと、英IT産業界から見ると、100年に1回めぐってくるかどうかかわからないような大規模な公共事業なわけです。

確かに、生体認証技術（biometrics）に対する信頼性が十分に確立されているとはいえません。また、読取端末ネットワークの環境整備事業も落とし穴だらけ、市民の人格権を守れない、直ちに事業をやめるべきであるとの強い警鐘もあります。こうした大掛かりな制度をつかって、コスト的にも見合わないのではないかとの批判を浴びています。しかし、IT産業界からすれば生体認証式、

ID仕様、背番号を格納したIDカードをベースとした新IDカードスキーム、つまり「市民の生涯監視（lifelong surveillance）装置」がうまく軌道に乗れば、大きなビジネスチャンス、花形の輸出産品につながるわけです。旧英領諸国などに売り込めば、IT企業はこの分野の市場での強い国際競争力を持つこととなります。試行錯誤の繰り返しがあるということはIT産業界でも当然予想しています。ただ、開発費を含めてあらゆるコストは血税で賄われますから、失敗したとしても、入札できた企業にとっては痛くもかゆくもないわけです。

ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス（LSE）の教授団が、2005年6月に、政府のカード導入にかかる費用対効果分析のいい加減さを告発した320頁にも及ぶ報告書『身分登録計画：連合王国のIDカード法案の影響評価（The Identity Project: An Assessment of the UK Identity Cards Bill and Its Implications）』（<http://identityproject.lse.ac.uk/identityreport.pdf>）を公表しました。その中で、カードの発給には1枚あたり300ポンド（6万円程度）の費用がかかることや、5年に一回の更新でも膨大な費用がかかることを指摘しました。

Q イギリスのIDカード制は、役所主導でエスカレートしていくのでしょうか、歯止めはかけられないのでしょうか？

—— わが国と同様、イギリスは議院内閣制をとっています。ただ、あらゆる分野において、政策立案は行政府（役所）が独占している状態です。IDカード制のような政策は、内務省が立案し、政府提出法案のかたちで主務大臣（内務大臣）が議会に提出してきます。成立したIDカード法でも、制度設計の将来像について、役所の手でできることになっています。例えば、国家ID管理センター・NIRでの収集管理情報は、現在50項目ですが、内務大臣が政令で拡大できることになっているのが典型です。このように、議会のコントロールがきかないような法律の仕上げ方が問題になるところは、役所社会主義の下にある日本とそっくりです。

ただ、現在野党の保守党は、次の総選挙に勝って政権に就いたらIDカード制は廃止とっています。わが国で住基ネットにあれば反対した民主党は、政権に就いたら住基ネット廃止法案を出すのでしょうか？多分、何にもやらないかも知れ

ません。こう見ると、イギリスの保守党も、重い政権公約をしたものだと思います。

Q 国家ID管理センター・NIRに収集・管理される情報に誤りがある場合には、どのように修正手続をとるようになっているのでしょうか？

—— 国家ID管理センター・NIRに収集・管理される情報は、正確であると推定されることになっています。しかし、内務省は、本人が登録申請時の申告した情報に加えて、本人の同意を得ないで当該個人に関する情報を追加できることになっています。しかし、この場合、内務省は、その情報が正確であるかどうかを確認する義務を負っていません。また、正確かどうかを確かめるための基準も明確にしていません。この身元登録証明制度は、政府のための制度で、市民のための制度でないということがわかります。

それから、内務大臣は、裁判所に諮ることなく、いつでもIDカードの効力を取消し、カードの返納を求めることができることになっています。徐々にさまざまな行政手続にIDカードの提示が広がっていったときに、こうした大臣の権限は、取消し・返納の対象となった市民について生殺与奪の権限を握るに等しいことにもなりうる由々しい問題をはらんでいるとえます。

Q IDカードは、本当に“任意取得”なのですか？

—— IDカードは、イギリス市民権を有する人は、任意に当局に登録申請をして所得することになっているから、任意取得が原則になっている、というのが政府の説明です。しかし、イギリスに3ヵ月以上居住する外国人は、外国人登録証を兼ねたIDカードの取得が義務づけられています。

それから、イギリス市民権を有する人でも、パスポートを申請した人には、パスポートを兼ねたIDカードが発給されます。したがって、外国人登録証やパスポートの発給ないし更新をする人には、IDカードが自動的に発給になります。いずれにせよ、イギリス市民権を持つ人は、国外に在住する人も含め、好き嫌いとは関係なく、今後パスポートを兼ねたIDカードの発給を受けることになるわけです。

当初のプランでは、内務大臣は、いかなる人に

対しても、本人の同意なしに国家ID管理センター・NIRに強制登録するように求めることができることになる予定でした。しかし、議会での反対が強く、政府が妥協し、内相に対するこの権限の付与は削除されました。また、当初は、運転免許証の取得・更新の際にも、IDカード兼用のものを発行する計画になっていました。これも、議会での反対が強く、中止されました。

イギリス市民権を持つ人は、パスポートがあれば、EU領域内を自由移動できます。IDカードが嫌な人は、パスポートを取得しなければいいともいえます。しかし、EU諸国を自由に移動したい人が大多数です。ということは、やはり、パスポートを兼ねたIDカードの発給を拒否できない立場にあるといえます。

それから、家を建てたいということで金融機関から融資を受けたいと思います。融資担当が、「国家ID管理センター・NIRで本人確認をさせてもらいますので、IDカードの提示をお願いします」と請われたらどうでしょう。NIRで“ホワイト情報”、“身元確実な信頼ある人物”と証されないと、融資が断られるかも知れません。就職の面接時に、IDカードの任意提示を求められた場合も同じです。まさに“任意取得”はかたちだけといえます。

Q イギリスのIDカードよりも、わが国の“強制取得”の社保カードの方がもっと厳格なデータ監視国家の構想のように見えるのですが？

—— イギリスの“IDカード”の仕組みを見れば、厚労省の健康保険証などをターゲットとした“社保カード”の“罨”が、よくわかるのではないかと思います。

イギリスのIDカード構想、当初は、IDカードは強制発給、強制取得の方向でした。しかし、議会での反対が強く、政府は法案通過のために妥協を強いられました。結果として、IDカードは強制発給、強制取得の対象は、外国人登録が必要な人や空港施設で働く人、それにパスポートが必要な人に絞られました。

しかし、IDカード事務を所管する内務省の役人は、一般のイギリス人が広くこのIDカードを取得しないと、この構想は頓挫すると予見しています。一応、IDカードの民間利用は確保しましたから、内務省は、公的機関での各種行政事務に加え、民間での金融サービスや航空券の発券業

務、雇用契約などを通じてIDカードの任意提示を奨励しようとたくらんでいるようです。つまり、「IDカードを取得しないと、仕事も社会生活も事実上難しい」という社会の構築です。

この点、わが国では、御用学者とかと役人とがグルになってすすめた恒常的な人権侵害の装置である「住基ネット」では、住基カードの取得を「任意」としました。このために、「データ監視国家3点セット」、つまり 背番号コード(住基コード)と ICカード(住基カード)、中央管理センター(地方自治情報センター)、で国民を徹底的にデータ監視する構想が行き詰っています。

わが国の社保卡は、こうした「任意取得とした 住基カードの失敗」を挽回することが狙いで基本構想が練られています。実質的に「公的身分登録証」、「国内版パスポート」、「マスターキー・カード」として、国内居住者全員にIDカードを強制的に持たせることが狙いです。このた

めに、「公的保険」という、だれも逃げられない分野を「人質」にしているわけです。パスポートとか、運転免許証とかでは、「持たない自由がゆるされ」、「漏れ」が出てしまいますから。

厚労省が住基ネット所管の総務省と結託して「社保卡」をすすめているのは、まさしくイギリスの「IDカード」と同じで、トータルなデータ監視国家を目指しているんだ、という認識が必要です。

とくに、社保卡では、住基コードを格納させ機を見てマスターキー・カードで、国民のセンシティブな健康医療情報を国家関与で分散集約管理することにもつながります。センシティブな情報を含めて人格権を公有化する人権侵害の構想です。とりわけ、若い人たちにとっては、赤紙で徴兵する場合の基礎となるかつての「兵役身上調査書」の電子処理をすすめるに等しいものです。憲法9条の趣旨とも抵触する仕組みといえます。

《ひ弱なわが国のプライバシー保護環境》

全国住基ネット訴訟で、行政追従の最高裁判決を契機に、不当判決続く

(CNNニュース編集部)

データ監視国家基盤となっている住基ネットの差し止めを求める訴訟は、国や地方自治情報センターなどを相手に、全国各地で起されている。訴訟理由は、住基ネットが「個人情報」をいつ誰に知らせるかを本人自身が決めるといった意味でのプライバシーの権利を踏みにじるものであり、憲法違反であるというもの。

金沢地裁が05年5月、全国で初めて住基ネットは違憲との画期的な判断を下し、個人情報削除を命じた。しかし、控訴審の名古屋高裁金沢支部は06年12月、請求を棄却した。また、大阪高裁は06年11月、住基ネットは違憲の判断を下し、住民票コードの削除を命じた。だが、最高裁は08年3月6日に、両訴訟を含む4件の請求を棄却し、住民側敗訴が確定した。

住基ネットに「お墨付き」を与えたこの最高裁判決は、全国各地での住基ネット訴訟に負の影響を及ぼしてきている。例えば、08年7月10日、札幌地裁で住民側の請求棄却の判決。08年8月21日の仙台高裁で、原告敗訴の1審・福島地裁判決を支持し、請求棄却の判決。また、東京高裁に継続している住基ネット差止訴訟の5つの裁判のうち、神奈川訴訟と埼玉訴訟の控訴審判決(8月26日、8月28日)に続いて、東京訴訟(統一組)の控訴審判決(9月4日)でも控訴棄却。不当判決オンパレードの状態だ。

一方、この最高裁判決が「呼び水」になり、厚労省の社会保障カード構想と総務省の住基カードが合体して当たり前といった姿勢を役人が露にするようになってきている。

最新
の
ニ
ュ
ー
ズ

グーグル、 新サービスの「ストリートビュー」開始、 だが、真のプライバシー問題は置き去りに

(CNNニュース編集部)

インターネット検索大手会社のグーグルが、2008年8月5日から、「ストリートビュー (Google's Street View)」サービスをわが国ではじめた。このサービスはグーグルの地図サイト上の機能。住所などで地点を指定すると、グーグルが最近撮った画像をタダで見ることができる。街中の建物や人の動き、車両などが手にとるように見られるので、オモシロイという声も。一方で、ホテルに出入りしている人や、立ちションしている人が写っていたりして、プライバシー面で問題があるのでは、という声も強い。

グーグルの「ストリートビュー」サービスは、最初に昨(2007)年5月25日に、アメリカの5大都市で開始した。当地でのサービス開始にあたっては、家庭内暴力避難所やその他センシティブな建造物などは削除し、プライバシーや社会的な要請に配慮したという。

Google EarthおよびGoogle Mapsチームの公式ブログによれば、今回は、日本に加え、オーストラリアでもサービスをはじめたという。国内では札幌、東京、大阪など12都市で対応し、今後拡大していく方針という。

ストリートビュー・サービスは、このサービスに対応している地点に関する画像を見るサービス

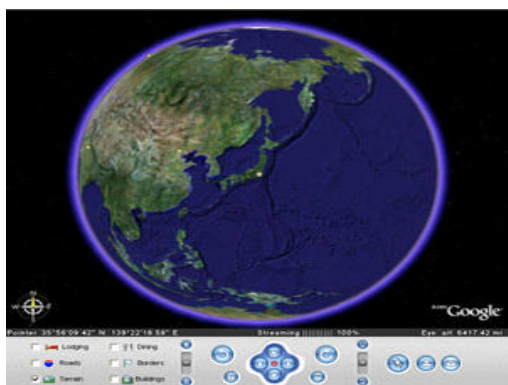
が、インターネットが使える地球どこからでも、受けられる。現在地に人形のようなアイコンが表示され、このアイコンをクリックすると画像がグーグルマップに表示される。画像の道路には矢印のアイコンが表示されており、このアイコンをクリックすることで道路を縦横に登ったり、降りたりできる。また、回転やズームも可能で、その道路に面した建物や行き来している人物や車両なども確認できる。

ストリートビューは、大道路だけでなく細い道路の画像も公開されている。利便性が高い反面、プライバシーの問題が懸念される。事実、サービス開始直後からネットの掲示板サイトでは、個人のプライバシーにかかわるような画像を探して紹介する騒ぎが起きている。

グーグルのプライバシー感覚は？

グーグル日本法人がサービス開始に先だって開いた説明会でも、プライバシーに関する質問が相次いだという。グーグルとしては、「法律的に検討した結果、公道から撮影したものであれば、基本的には公開して構わないと考えている」とのことだ。ただ、不適切な画像については、通行人の顔はぼかし (face-blurring)、車のナンバーは撮影時に取り込まないように配慮しているとのことだ。また、ストリートビューのヘルプ画面に「不適切な画像を報告する」というリンクが用意されているため、ここからユーザーからの連絡を受けて対処することで対応していく方針とのことだ。つまり、グーグルはオプトアウト (イヤだと思ふ人はクレームをいえば、削除してもらえ) の機会を提供することで苦情を解決しようとする方針なわけだ。

グーグル (一企業) 対 一個人の問題ではない



"Google Earth", 【public use】

ネットを支配し、強大なメディア権力を手中にしているグーグルに、ひ弱な個人が対峙するのは容易ではない。オプトアウトによるプライバシー問題への対処方法自体が、弱い立場にある市民を保護する適切な手段であるのかどうか問われている。第一、画像が消される以前に一般に頒布され、第三者に収集された画像については、撮像された人は自己コントロール権を主張するには至難の技である。

また、アメリカなどではこのサービスが不動産物件の紹介にも利用されているとのことだが、当然、負の側面もある。いちいちオプトアウトを主張しないと、個人の住宅の公開も制限できなくなると、盗難対策、財産権の保護など容易ではなくなる。また、オプトアウト権の行使で、画像は消去されたとしても、消去されたことが逆に「何かセンシティブなものが映っていた可能性がある」という強いメッセージになりかねない。

さらに、こんなサービスに興味もないお年寄りなどが、オプトアウト権を行使できるであろうか。だが、放っておくと、ネットでターゲットを検索している悪い奴が、突然押入って来て被害に合いかねない。

ちなみに、高額所得者番付は廃止になったが、この制度があった当時、番付に載ると、DMの嵐、セールスの猛襲、押入り強盗の多発に悩まされる人も少なくなかったと聞く。高額所得者番付制度は、もともと、「第三者通報制度」と呼ばれた。番付に掲載された人に公表された金額よりもっと多くの所得があり税金を払うべきだと思う第三者は、税務署へ密告・通報せよという趣旨のものであった。この制度廃止前後まで、外国人の窃盗団が、番付コピーを手に入れて押入り先を物色していた事実も報告されている。

確かに、オプトアウトも一つのプライバシー保護策ではある。しかし、「ストリートビュー」サービスにかかるプライバシー問題を、オプトアウトの問題に限定してしまうと、グーグルの「営業の自由」と、私人の「みだりに撮像されない個人の権利」といったレベルに矮小化されかねない。

問題は、「グーグル（一企業）と一個人との間の話」なのであるか。そうではなくて、むしろ、社会政策としてこうしたサービスを野放しにしておいていいのかどうかであるはずだ。この国は、振り込め詐欺問題対策を見ている、後手。この「ストリートビュー」サービスについても、

ある程度被害が大きならない限り、政府は何の対策も打たないのだろうか。そうだとすれば、国民・納税者に税金を払うのを止めて良いというに等しい。真のプライバシー問題への待ったなしの対応が求められている。

一步誤れば、犯罪者天国への呼び水に

アメリカでは、グーグルの「ストリートビュー」サービスを使って、性犯罪者が、個人の住宅の水泳プールの画像に映し出された内容をPCでズーム、確認しながら、婦女子や幼児のターゲットを探していた例や、窃盗グループがターゲットの家の窓や入口、通りの経路などを検索していた例が報告されている。

また、国防省は、安全保障対策から、軍隊の施設などの映像を公開しないようにグーグルに求めている。インターネットに接続できれば、テログループなどが、国外からもこうした施設を検索でき、ターゲットにできるからである。

アメリカでは市民がグーグル相手に裁判や抗議行動

アメリカでは、2008年4月に、「ストリートビュー」がプライバシーを侵害しているとして、市民がグーグル相手に訴訟を起した。ペンシルバニア州ピッツバーグに住む夫妻は、グーグルのストリートビューに、自宅の水泳プールを含む自宅の画像を掲載したのは、プライバシーを侵害し、精神的苦痛と財産価格の低下を招いたとして、グーグル相手に州裁判所へ2万5千ドルの損害賠償を求めて訴訟を起した。グーグルは、この訴訟が起されてから即刻夫妻の住宅の画像を消去したが、夫妻は、被った精神的苦痛などに対する慰謝料の支払要求は変えないとしている。

また、市民団体の全国法政策センター（National Legal and Policy Center）は、2008年8月に、抗議行動の一環として「ストリートビュー」サービスを活用して収集したグーグルの幹部の自宅、通勤路、通勤車両など数多くの画像を公開した。同センターは、今回の計画を「パソコンの前で、マウスを使ってクリックすれば、個人のプライバシーは丸裸にできる、きわめて危険なサービスを平然とやってのける企業倫理のなさを告発する」意味を込めて、実施したとのことである。百害あって一利なし。こんなサービス、本当にいるのだろうか？

市民集会 :PIJ会員の参加のお願い

反住基ネット・イン東京 2008年オータムセッション
に参加し、**社保カードの“本質”**を見抜こう!!

《主催：反住基ネット連絡会》

日時：2008年10月19日(日) 午前10:00～

場所：SKプラザ(東京清掃労働組合本部)

地下1階ホール 【下記参照】

【参加費1,000円】当日参加可

《タイムスケジュール》

セッション1：現実主義の間 10:00～12:30

報告：社保カード検討会の議論と日弁連意見書 吉沢宏治さん(日弁連情報問題対策委員)

講演：なぜ行政のIT化はうまくいかないのか? 牧野二郎さん(DDTF代表、弁護士)

休憩

セッション2：原則主義の間 13:30～14:45

講演：わが国の「社会保障カード」プランの“罨”

～英のIDカード制と米の社会保障カード制から見抜く 石村耕治さん(PIJ代表、白鷗大学教授)

セッション3：現場主義の間 15:00～16:15

報告：介護・医療・福祉の現場から 山本勝美さん(都保健所心理相談員協議会会長)

全体討論：

会場

SKプラザ(東京清掃労働組合本部)
東京都千代田区飯田橋3-9-3
JR飯田橋駅 徒歩5分
東京メトロ飯田橋A5出口徒歩2分

連絡先

反住基ネット連絡会：〒169-0051
東京都新宿区西早稲田1-9-19-207日本消費者連盟内
Tel：03-5155-4765
Eメール：jimukata@juki85.org

編集
及
び
発
行
人

プライバシー・インターナショナル・ジャパン

(PIJ)

東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021

Tel/Fax 03-3985-4590

編集・発行人 中村克己

Published by

Privacy International Japan (PIJ)

IB Bldg. 10F,3-25-15 Nishi-ikebukuro

Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan

President Koji ISHIMURA

Tel/Fax +81-3-3985-4590

<http://www.pij-web.net>

2008.10.10 発行 CNNニュースNo.55

入会のご案内

季刊・CNNニュースは、PIJの会員
(年間費1万円)の方にだけお送りして
います。入会はPIJの口座にお振込み下
さい。

郵便振込口座番号

00140-4-169829

ピ・アイ・ジェ・(PIJ)

NetWorkのつばやき

・血税のムダ遣い摘発、ダムやハコ
モノに加え、IT公共事業にも広げ
ないと!!

・イギリスのIDカード制を知れば、
わが国の社保カードの“罨”が透け
て見えてくる。「なるほど・ザ・ワー
ルド」だ! (N)